

県央の 未来を紡ぐ 玉村町

第5次 玉村町 総合計画 後期基本計画 (平成28年度～平成32年度)



ごあいさつ



本町では、「第5次玉村町総合計画（平成23年度～平成32年度）」を平成23年4月に策定し、「県央の未来を紡ぐ 玉村町」をめざす将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。前期基本計画が平成27年度で終了するため、このたび平成28年度から平成32年度を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

本町は、前橋市、高崎市、伊勢崎市に囲まれ、これまでベッドタウンとして成長してきました。しかし、本町の国勢調査人口は、平成17年の38,168人をピークとして減少に転じています。平成27年国勢調査（速報値）によれば、本町の人口は36,653人と平成22年の前回調査よりも883人減少し、人口減少が一段と進んでいることが明らかになりました。死亡者数が出生数を上回る自然減少と、転出者数が転入者数を上回る社会減少の両者が進みつつあり、このままではさらに人口が減少する可能性があります。

活気のあるまち、未来に希望が持てるまち、誰もが安心して暮らせるまちを実現するためには、「まち・ひと・しごと」の創生が重要になっています。そして、行き届いた行政サービスを提供するためには、財政基盤を強化する必要があります。本町では、平成26年に関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジが供用開始となり、東毛広域幹線道路も全線開通し、交通条件はさらに恵まれたものになりました。高崎市や前橋市などへのアクセス性の良さ、平坦な地形、充実した子育て支援体制など本町の強みを活かして、企業の誘致や若い世代の転入を積極的に進めることが求められています。

この後期基本計画は、人口減少対策と本町の発展に向けた道筋を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年12月）の施策を取り込み策定しました。重点プロジェクトに掲げた施策や主要事業などを計画的に進めることで、さらに活気のあるまちを築くことができると考えております。

今後も、本町のさらなる発展に向けて、住民の皆様の一層のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたって、ご尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆様、住民意識調査などを通じまして貴重なご意見やご提言をいただきました多くの住民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成28年4月

玉村町長

角田 紘二

目次

第1部 序論	1
第1章 後期基本計画の概要	2
1 後期基本計画の策定趣旨	2
2 後期基本計画の位置づけと計画期間	2
3 後期基本計画と総合戦略との関係	3
4 後期基本計画の構成	4
5 後期基本計画の成果管理	4
第2章 社会潮流と玉村町の課題	5
1 玉村町を取り巻く社会潮流	5
2 分野別の主要課題	7
第3章 将来人口	10
1 将来人口	10
第4章 重点プロジェクト	11
1 「食」によるまちづくりプロジェクト	11
2 企業進出促進プロジェクト	11
3 道の駅充実プロジェクト	11
4 地域資源リデザインプロジェクト	12
5 土地利用見直しプロジェクト	12
6 子育てプロジェクト	12
7 家族形成支援プロジェクト	12
8 移住促進プロジェクト	13
9 公共交通充実プロジェクト	13
10 サイクリングのまちプロジェクト	13
11 情報発信プロジェクト	13
第2部 分野別計画	15
I. 健康・福祉分野	19
1 地域福祉の充実	20
2 子育て支援体制の充実	22
3 高齢者福祉の充実	26
4 障がい者福祉の推進	28
5 社会保障の充実	30
6 保健予防・健康づくりの推進	32
7 地域医療体制の充実	34
II. 教育・文化分野	37
1 幼児教育の充実	38
2 学校教育の充実	40
3 生涯学習の推進	42

4	青少年の健全育成	44
5	文化財・地域資源の保護・活用	46
6	芸術・文化活動の推進	48
7	スポーツ・レクリエーション活動の推進	50
III.	自然・環境・安全分野	53
1	河川・水辺環境の保全	54
2	公園・緑地の充実	56
3	環境保全・環境共生の推進	58
4	生活環境対策の充実	60
5	廃棄物処理・活用体制の充実	62
6	防災対策の充実	64
7	消防体制の充実	66
8	防犯体制の充実	68
9	交通安全対策の充実	70
IV.	産業経済分野	73
1	時代をリードする農業の振興	74
2	活力ある工業の振興	76
3	魅力あふれる商業の振興	78
4	働きやすい就業環境の創出	80
5	安全・安心な消費生活の確立	82
6	観光による地域振興	84
V.	都市基盤分野	87
1	快適な生活を支える総合的な土地利用の推進	88
2	魅力ある市街地の形成	90
3	機能的な道路網の形成と計画的な道路維持修繕	92
4	公共交通の整備	94
5	水の適正利用と上水道の整備	96
6	下水道の整備	98
VI.	協働・行財政分野	101
1	住民自治のまちづくりの推進	102
2	コミュニティの育成	104
3	地域間連携・交流の推進	106
4	国際交流の推進	108
5	人権の尊重	110
6	男女共同参画社会の実現	112
7	行政改革の推進	114
8	健全な財政運営	116

第 1 部 序論

第1章 後期基本計画の概要

1 後期基本計画の策定趣旨

本町では、平成23年4月に第5次玉村町総合計画を策定しました。本町がめざす将来像「県央の未来を紡ぐ 玉村町」の実現に向けて、平成23年度から平成27年にかけて、前期基本計画に基づきまちづくりを進めてきました。

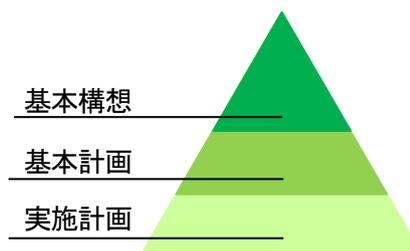
平成26年2月に関越自動車道に高崎玉村スマートインターチェンジが運用を開始し、同年8月には東毛広域幹線道路（玉村伊勢崎パイパス）が開通するなど、本町の交通網は一段と充実しつつあります。また、平成26年6月には、「玉村町国際教育特区」の認定を受け、平成27年4月に英語イメージ教育を行う「フェリーチェ玉村国際小学校」が開校し、平成27年5月には道の駅「玉村宿」が開業するなど、本町の活性化に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、これまで人口が増加してきた本町ですが、出生数より死亡数が上回る自然減少と、転入者より転出者が上回る社会減少が重なり、人口減少時代を迎えています。少子高齢化も進行しており、本町が持続的な発展を続けるためには、社会環境の転換期を見据えたまちづくりを進めることが求められています。

本町では、前期基本計画が平成27年度末に終了することから、これまで進めてきた施策や事業を踏まえつつ、町民が安心できる暮らしを守るため、新たな後期基本計画を策定しました。

2 後期基本計画の位置づけと計画期間

第5次玉村町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部構成になっています。それぞれの役割と計画期間は、次のとおり定めています。



(1) 基本構想

基本構想は、長期的な視点に立った本町の「まちづくりの基本理念」と「めざす将来像」を示し、その実現に向けた基本目標を明らかにしたものです。基本構想の計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる「めざす将来像」を実現するため、行政の各部門において取り組むべき施策や主要事業を体系化したものです。後期基本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策を効果的に実施するための具体的な事務事業等を明確にし、かつ、その年次計画及び財政計画を示すものです。実施計画の計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行い、その進捗状況を把握します。

3 後期基本計画と総合戦略との関係

後期基本計画は、基本構想に掲げた、下記のめざす将来像と6分野のまちづくりの基本目標の実現に向けた施策と主要事業を示した計画書です。本町が取り組む施策と主要事業を網羅的に取り上げ、6分野に整理し体系化しています。

基本構想に掲げた将来像とまちづくりの基本目標	
◆将来像	「県央の未来を紡ぐ玉村町」
◆まちづくりの基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康・福祉分野：子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち 2. 教育・文化分野：心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち 3. 自然・環境・安全分野：豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち 4. 産業経済分野：地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち 5. 都市基盤分野：コンパクトで利便性と快適性が高いまち 6. 協働・行財政分野：地域力を発揮する、住民主役のまち

一方、本町では平成27年12月に「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略は、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国が示した4つの政策分野に焦点を絞った計画書になります。「雇用創出」、「地方への人の流れ創出」、「結婚・出産・子育ての希望実現」、「時代に合った地域づくり」の4つの政策分野について、基本目標を掲げ、平成31年度までに取り組む施策と事業を示しています。

後期基本計画は、本町の施策と主要事業を6分野に整理した網羅的な計画書です。一方、総合戦略は、分野横断的な施策を示した計画書になります。総合戦略の施策は、後期基本計画の重点プロジェクトや主要事業に取り入れて計画的に実施します。

後期基本計画の6分野と総合戦略の基本目標との関係(●印が関係する分野)		後期基本計画					
		1. 健康福祉分野	2. 教育文化分野	3. 自然環境安全分野	4. 産業経済分野	5. 都市基盤分野	6. 協働行財政分野
総合戦略	政策分野1:「地方における安定した雇用を創出する」 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・「食」で交流人口を増やし、町内の雇用創出を実現 ・アクセス性を活かして企業進出を促進し雇用創出を実現 				●	●	
	政策分野2:「地方への新しい人の流れをつくる」 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅や地域資源を活かし、交流人口を増やす ・土地利用の見直し、空き家活用などで転入者増加を実現 		●	●	●	●	
	政策分野3:「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立により子育て世帯の転入を増やす ・結婚したい人々の希望がかなう環境を実現 ・移住したくなる「生涯活躍のまち」を実現 	●	●				●
	政策分野4:「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通充実により、転出者抑制と転入者増加を実現 ・平坦な地形を活かし、サイクリストの街づくりを実現 ・情報発信の強化により、来訪者と消費額の増加を実現 			●	●	●	●

4 後期基本計画の構成

(1) 重点プロジェクト

後期基本計画の5年間の計画期間の中で、優先的に取り組む施策や主要事業を「重点プロジェクト」として位置付けました。「重点プロジェクト」の内容は、総合戦略の施策や事業に基づいています。地方創生に向けた国の交付金などを積極的に活用しながら11の「重点プロジェクト」の実現に取り組めます。

(2) 分野別計画の見方

分野別計画は、6分野、43施策ごとに、「現況と課題」「めざす姿」「成果指標と目標値」「施策の内容」「主要事業」を紹介しています。分野別計画の見方は下記のとおりです。

■現況と課題

これまで実施してきた主要な取り組みと現在の状況を説明するとともに、住民ニーズや社会環境の変化などを踏まえた主要な課題を示しています。

■めざす姿

後期基本計画の最終年度である平成32年度（5年後）において、住民や地域にとって望ましい状態を説明しています。この状態を実現するために、施策の内容や主要事業に取り組めます。

■成果指標と目標値

「めざす姿」の実現に向け、成果を把握できるように成果指標と5年後（平成32年度）の目標値を設定しています。5年後には成果の達成度合いを評価します。

■施策の内容

「めざす姿」の実現に向けた取り組みの内容を示しています。この施策の内容に沿って、効果的な事業を効率的に進めます。

■主要事業

主要事業は、施策の内容に沿った事業の中から中心的な事業を掲載しています。

5 後期基本計画の成果管理

(1) 重点プロジェクトに対する成果管理

重点プロジェクトは、本町の総合戦略に掲げた施策や事業に基づく取り組みです。総合戦略と同様に、平成31年度における目標値と照らし合わせて成果管理を行います。重点プロジェクトを着実に実現するため、重点プロジェクトは、総合戦略に示した重要業績評価指標を使用しながら、進捗状況を毎年確認します。そして、社会環境の変化などに応じて審議会を開催して、取り組み内容を改善します。PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（検証）、ACTION（改善）のPDCAサイクルを回し、重点プロジェクトの実現を図ります。

(2) 分野別計画の成果管理

分野別計画に掲載した施策については、成果指標と目標値を掲げて、進捗状況と成果を管理します。後期基本計画の最終年度である平成32年度における目標値の達成状況を毎年確認し、事業内容を工夫しながら「めざす姿」の実現を図ります。

第2章 社会潮流と玉村町の課題

1 玉村町を取り巻く社会潮流

(1) 人口減少

わが国は、本格的な人口減少社会を迎えています。国立社会保障人口問題研究所による「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（以下、「日本の将来推計人口」という）によれば、わが国では今後人口減少が進み、平成72(2060)年のわが国の人口は8,674万人になると推計しています。

また、同研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によれば、本町を取り巻く周辺市町村においても人口が減少する推計されています。

人口減少によって、国内市場が縮小し、地域経済も低迷する可能性があります。さらに、働き手となる生産年齢人口が減少することに加え、若者の東京圏への流出が続くと、地域の担い手は一層確保しにくくなります。企業は人材確保が難しくなり、自治体は税収減少に陥るなど、地域経済がさらに落ち込む可能性があります。

(2) 少子高齢化

「日本の将来推計人口」（中位推計）によれば、年少人口は減少し、平成22年の1,684万人から平成32年には1,457万人へ減少すると推計されています。子どもの減少は人口減少につながり、将来的に地域の活力を低下させます。さらに、小中学校の統廃合や、地域のスポーツ・文化活動団体の活動衰退などの影響が現れる可能性があります。

一方、高齢者は増加し、平成22年の2,948万人から平成32年には3,612万人へと増加すると推計されています。さらに、平成37年には団塊の世代が後期高齢者となることから、要介護認定者が急増すると予想されています。介護人材は離職率が高いと言われており、現時点においても人材不足に陥っています。今後増大する介護需要に対して、いかにして介護体制を整え、介護人材を育成するかが問われています。少子高齢化の進行によって、社会経済を支える現役世代と社会福祉の受け手となる高齢者とのバランスが歪み、現役世代の負担が重くなることが危惧されています。

(3) 地球環境問題の深刻化

世界人口の増加や世界経済の発展に伴い、地球温暖化、大気や水質の汚染、森林破壊、砂漠化などの地球環境問題が発生しています。国連環境計画と世界気象機関より設立された「気象変動に関する政府間パネル」が示した「第5次評価報告書（2014年）」によれば、地球温暖化の最悪のシナリオでは、2100年の平均気温は最大4.8℃上昇するとしています。わが国でも温暖化に伴い、1時間降水量50ミリ以上の短時間強雨や猛暑日などが増えると見込まれており、災害の発生や農業などへの影響が危惧されています。

地球温暖化につながるとされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するなど、環境への負荷の少ない循環型社会へ転換することが求められています。日常の生活の中でも、省エネルギー、自然エネルギーの活用、リサイクルなどに取り組むことが大切になっています。

(4) 情報・知識の時代

インターネットや携帯電話は日常生活に不可欠な道具となり、誰もがパソコンやスマートフォンを

通じて様々な情報を入手できる便利な時代になりました。平成27年版情報通信白書（総務省）によれば、我が国におけるICT（情報通信技術）は、「従来のコミュニケーションツールから情報を生成、蓄積、処理し付加価値を生み出す新たな経営資源と言えるまでにその役割が変化した」と説明しています。

情報通信技術やセンサー技術などの高度化により、機械同士がインターネットにつながり、一層便利な社会に移行しつつあります。家電製品や自動車などをはじめとして様々な機械がネットワーク化され、リアルタイムの情報交換や遠隔制御などが行われています。ガス・水道・電気使用量などの遠隔検針、照明器具やエアコンの遠隔制御、リアルタイムの情報が得られるカーナビなど、日常生活の身近なところにも新しい情報通信技術が導入されつつあります。

こうした情報通信技術を、利便性の向上と効率的な地域運営にも積極的に活用していくことが重要になっています。

（5）グローバル化の進展

情報通信技術の進歩、国際的な交通網や物流網の発展などに伴い、人、モノ、情報、資金は地球規模で行き交う時代になりました。

貿易や投資の自由化に向けた枠組みである「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」が大筋合意となり、参加12カ国では、人、モノ、情報、資金の往来がさらに活発になると見込まれています。関税の撤廃により、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の市場と今まで以上につながりやすくなり、企業の活躍の場が大きく広がるものと期待されています。

また、アジア諸国の経済発展や格安航空の就航により、訪日する外国人が増加しており、外国人との交流機会も広がりつつあります。

こうしたグローバル化（地球規模化）に伴い、農業をはじめとして様々な産業が国際的な競争にさらされることになり、国際的に活躍できる企業や人材を育てることが重要になっています。

（6）まち・ひと・しごと創生

人口減少の歯止めと、東京圏への人口集中の是正を明記した「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に成立しました。この創生法では、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、地方公共団体も努力義務として「地方版総合戦略」の策定を求めています。また、国が示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、人口減少に歯止めをかけて、2060年に1億人程度の人口を確保する方針が示されています。国、都道府県、市町村が一体となって、人口減少の克服と地方創生に取り組むことになり、本町でも「玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と「玉村町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しています。国は、地方創生に向けた先進的な取り組みを推進するため、新たな交付金を設けて後押ししており、市町村は、地域の企業や団体などと連携しながら、仕事の創出、定住・交流人口の増加などにつながる、実効性の高い事業を行うことが期待されています。

（7）協働と連携の広がり

住民にとって暮らしやすいまちや魅力のあるまちを実現するため、地域の様々な組織や有志がまちづくりに参加しつつあります。企業、商工団体、大学、NPO、自治会、住民などが、それぞれの特徴や資源を活かしてまちづくりに加わることで、行政だけでは対応できない問題を克服できることも

あります。防災、防犯、教育、文化などの分野をはじめ、多様な主体が参加することで、行政だけでは実現が困難なきめ細かい対応や専門性の高いサービスも提供できるようになります。さらに、経営ノウハウを備えた民間企業や周辺市町村と連携することで、より魅力のあるサービスを効率的に提供できる可能性も生まれます。協働や連携を通じて、様々な組織や有志が持つ資源やノウハウを、まちづくりに積極的に活かしていくことが求められています。

2 分野別の主要課題

(1) 健康福祉分野

■後期高齢者の増加に対応したまちづくり

団塊の世代が高齢者となり、10年後の平成37年には後期高齢者となります。高齢化に伴い、本町の要介護者・要支援者は増加していくと考えられ、地域包括ケアの体制を整えていくことが求められています。高齢者や障がい者が地域社会で安心して生活ができるように福祉の充実を図るとともに、寝たきりや認知症の回避に向けて介護予防事業を充実させることが必要です。

■生活習慣病の予防と健康寿命の延伸

本町では、死因別死亡原因の約6割を生活習慣病が占めています。健診の受診率を高めて、生活習慣病の早期発見と予防に取り組むことが必要です。過度に自動車に依存した生活を見直すとともに、定期的な運動や食生活の改善などを促し、住民の健康寿命を延ばすことが求められています。

■少子化傾向の歯止め

本町では、各小学校区に保育所・児童館を整備し、保育サービスや放課後児童クラブなどの充実に努めてきました。さらに、産後ママヘルパーの派遣、第3子以降の保育料の無料化などにも取り組み、県内では子育てしやすい玉村町として知られています。しかし、本町の合計特殊出生率は1.3前後で推移しており、少子化傾向が続いています。さらに、充実した子育て支援に取り組み、子育てと仕事が両立できるまちを実現して子育て世帯の転入を増やすなど、少子化に歯止めをかけることが求められています。

(2) 教育文化分野

■生きる力や英語力を育む学校教育の充実

社会の急速な変化や情報の氾濫などに対して、児童生徒は「生きる力」を身につけることが一層必要となっています。また、グローバル化の進展により、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることも大切になっています。学校・家庭・地域が一丸となって「確かな学力」「豊かな人間性」「心身の健康と体力」を育む教育を進めるとともに、群馬県立女子大学やフェリーチェ国際小学校などと連携して、英語教育を充実させることが求められています。

■生涯学習の充実

本町では玉村町文化センターを中心として、幅広い生涯学習活動に取り組んでいます。しかしながら、限られた財源や職員数の中で、生涯学習に対する住民の多様なニーズに応えていくことは、困難になりつつあります。このため、住民、NPO、企業などの力を借りて、多彩な学習機会を提供していくことが求められています。特に本町には群馬県立女子大学が立地し、公開講座や出前講座などを開催していることから、大学との連携をさらに強化して生涯学習の充実に努めることが重要です。

■歴史資産の有効活用

本町は日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史があり、町内には、八幡宮、古刹、蔵、古民家など

歴史的な建築物が散在しています。こうした歴史的資源を保全するとともに、交流機能などの新たな機能を持たせて、まちづくりに有効に活用していくことが必要です。

（3）自然環境安全分野

■自然環境や美しい景観の保全と活用

本町を流れる利根川や烏川などの河川敷には自然樹林が残されており、良好な水辺の景観を保っているほか、動植物の生息環境にもなっています。また、本町では小麦の二毛作が行われており、麦秋の風景は、わが町を象徴する景観になっています。こうした自然環境を保全するとともに、観光資源としても効果的に活用し、集客やまちのPRなどにつなげていくこと求められています。

■環境に優しいまちづくりの推進

地球環境問題の中でも、地球温暖化はゲリラ豪雨や竜巻などの異常気象などを引き起こし、県内でも被害が発生しています。地球温暖化を防ぐためには、大気中への二酸化炭素放出量を減らすことが重要であり、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの普及、廃棄物の減量化、リサイクルなどを積極的に推進し、環境に優しいまちづくりを進めることが必要です。

■防犯・交通安全対策の充実

本町の犯罪発生率は、県内市町村の中でも低くはありません。行政と警察の連携を一層図るとともに、地域や防犯活動ボランティア団体などと協力し、事件や事故の防止に努めることが必要です。

また、本町の交通事故発生件数は、近年減少傾向にあります。年間250件以上の事故が発生しています。全国的には、交通事故による死者数は減少傾向にあります。高齢者が占める割合は年々上昇しており、高齢者に対する交通安全対策が求められています。

（4）産業経済分野

■交通条件の良さを活かした産業集積

関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路が共用開始となり、本町は県内でも恵まれた交通条件を備えたまちになりました。しかし、交通利便性の良さを産業振興に活かしていません。交通条件の良さを活かして、生産施設、物流施設、商業施設などを誘致し、雇用機会の創出や転入者の増加につなげていくことが求められています。

■地域特性を活かした産業振興

本町の農業は、稲作が中心ながら小麦や多品種の野菜を生産しているところに特徴があります。認定農業者や中核的農家を中心とした生産集団への農地の集積も進みつつありますが、担い手不足や国際的な価格競争にさらされています。品質や希少性などにこだわり、農業の6次産業化や地域ブランド化など付加価値を高めていくことが求められています。

商業については、地域商業が衰退していることから、自動車を使用しない高齢者の買物利便性を維持することが必要になっています。また、本町には、歴史的資源が残されていることから、それらの魅力を活用して交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化につなげることを求められています。

（5）都市基盤分野

■広域幹線道路網の充実に伴う適正な土地利用の推進

本町では、平成3年に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）を行いました。その後、平成26年2月に関越自動車道に高崎玉村スマートインターチェンジが共用開始となり、同年8月には

東毛広域幹線道路が完成しました。こうした広域幹線道路網の充実を「しごとの創出」や「新たな人の流れの創出」に活かすためには、優良農地の保全に配慮しつつ、沿線地域などの土地利用を見直す必要があります。

■都市基盤施設の更新と防災機能の向上

日常生活を支える道路、橋梁、上下水道などの基盤施設は、更新時期を迎える施設が少なくありません。安全で快適な生活を守るため、適正な維持管理や点検を行うとともに、老朽化が進んだ基盤施設は、計画的に更新する必要があります。また、地震や集中豪雨などの自然災害に備えて、防災機能の向上を図ることが求められています。

■地域公共交通の充実

本町では、路線バスとともに乗合タクシー「たまりん」を運行していますが、町外に通勤・通学する人々にとって、交通利便性は高くありません。高崎市、前橋市、伊勢崎市などの県内主要都市に囲まれた本町の特性を活かし、子育て世代などの転入者を増やすためには、本町と周辺都市とを結ぶ公共交通をさらに充実させることが必要です。本町では高齢者が増加しており、高齢者の日常生活を支える意味でも、地域公共交通を一層充実させることが求められています。

(6) 協働行財政分野

■協働のまちづくりの推進

本町では、平成22年5月には住民やボランティア団体、NPOなどとの協働の活動拠点として住民活動サポートセンター「ばる」を開設しました。そして、協働の活動を後押しするため、平成25年4月から、中間支援団体である一般社団法人たまむら住民活動支援センターが、「ばる」の運営を行っています。

また、本町では、NPO、住民活動団体等から提案された協働事業について助成を行い、福祉や環境保全などをはじめとした幅広い分野で協働の取り組みを促しています。NPO、住民活動団体などが活動しやすい環境を整え、協働の取り組みをさらに広げることが求められています。

■行財政改革の推進

本町はこれから本格的な人口減少期を迎えます。地域を支える生産年齢人口が減少して税収が落ち込む一方で、高齢者が増加して扶助費が増加していく可能性があります。

厳しい財政状況の中で、これまで通りの充実した行政サービスを提供するためには、行政サービスの効率化、民間活力の積極的な導入、行財政改革などを進めるとともに、働く世代の定住促進、企業誘致などを通じて財源の確保に努めることも今まで以上に重要になります。

第3章 将来人口

1 将来人口

本町の過去10年間の出生率や純移動率を将来に当てはめ、将来人口を推計すると、2040年には3万人を割り込む可能性があります。しかし、玉村町では、これまでの人口増加期から人口減少期に移行したばかりであり、早急に人口減少の歯止め対策を講じることができれば、人口減少幅を圧縮できる可能性があります。

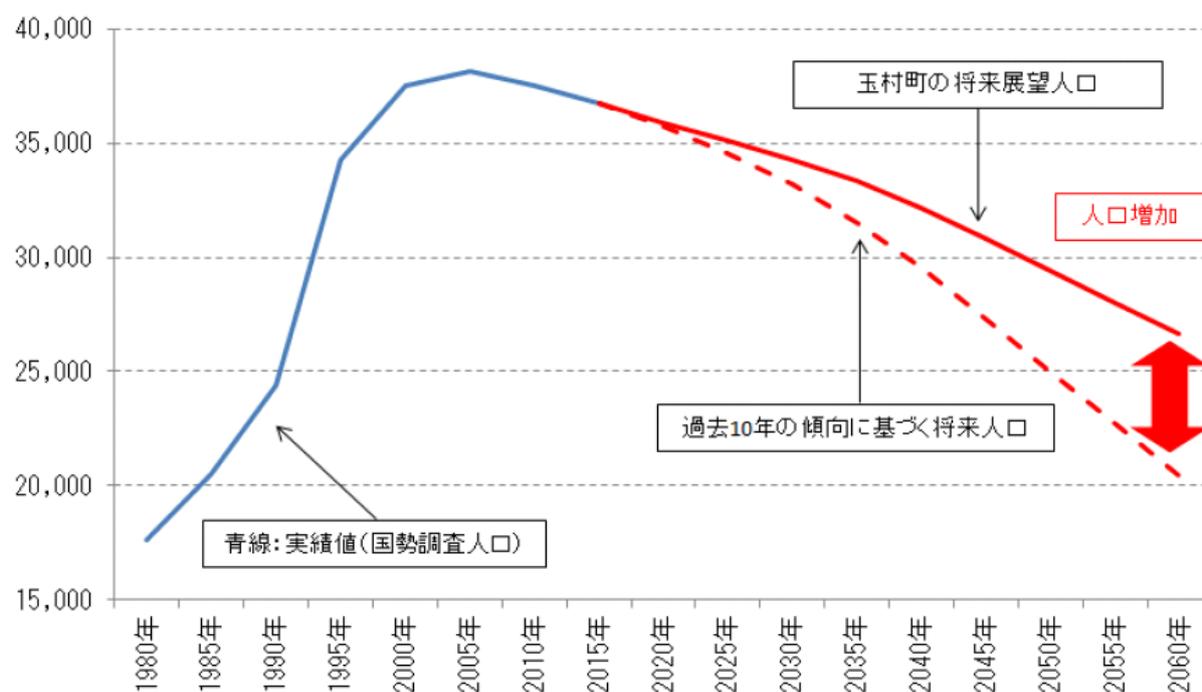
玉村町の過去10年間の合計特殊出生率の平均値は1.27ですが、子育てしやすいまちづくりを進めて、合計特殊出生率を徐々に高め、人口置換水準（人口を維持できるとされる水準）の2.07まで上昇させます。また、若者が就職したくなる雇用の場を創出するとともに、周辺都市への通勤・通学の利便性向上、住宅の取得しやすさなどを実現して若者の転出を抑制し、ファミリー層の転入を促すことで、転出超過の割合を2040年までに半減させることとします。

こうした取り組みを進めることで、下記のとおり、5年後の平成32年において3万5千人台の人口を維持していきます。

【玉村町の将来展望人口】

年齢	2015 平成27年	2020 平成32年	2025 平成37年	2030 平成42年	2035 平成47年	2040 平成52年	2045 平成57年	2050 平成62年	2055 平成67年	2060 平成72年
年少人口	4,602	4,134	3,950	3,951	3,928	3,808	3,661	3,600	3,615	3,661
生産年齢人口	24,273	22,336	20,518	18,562	16,884	15,400	14,396	13,624	12,973	12,214
高齢者人口	7,877	9,426	10,632	11,771	12,526	12,965	12,732	12,160	11,429	10,789
合計	36,752	35,896	35,100	34,284	33,338	32,173	30,789	29,384	28,017	26,664

年少人口割合	12.5%	11.5%	11.3%	11.5%	11.8%	11.8%	11.9%	12.3%	12.9%	13.7%
生産年齢人口割合	66.0%	62.2%	58.5%	54.1%	50.6%	47.9%	46.8%	46.4%	46.3%	45.8%
高齢者人口割合	21.4%	26.3%	30.3%	34.3%	37.6%	40.3%	41.4%	41.4%	40.8%	40.5%



第4章 重点プロジェクト

1 「食」によるまちづくりプロジェクト

【プロジェクト内容】

玉村町産小麦、種類豊富な野菜、麦豚など玉村町の「食」の地域資源を活用して、魅力あるご当地グルメを開発します。開発したご当地グルメは、道の駅玉村宿や町内の飲食店で提供し、「食」のまちとして玉村町を売り出します。さらに、町内の飲食機能の充実、企業や団体と連携した「食」のまちづくりを進めて来訪者を増やし、農業、飲食業、食品製造業など売上高増加と雇用の創出を目指します。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①ご当地グルメの開発と販売	<ul style="list-style-type: none"> 玉村町産小麦や種類豊富な野菜を活用したご当地グルメの開発と販売 「たまむらカレー」のレトルト商品化
②地域資源を活用した飲食施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> 青空ガーデンの開催
③町内外の食資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 町内の飲食店、食料品店、食品メーカー等の情報発信の充実 「肉の駅」や全国食肉学校の食肉加工品のPR

2 企業進出促進プロジェクト

【プロジェクト内容】

本町は高崎玉村スマートインターチェンジを抱え、高速道路の交通利便性に優れています。町内の市街化調整区域の一部を市街化区域に編入し、新たな事業用地を確保します。そして、交通利便性の良さを活かして、製造業や物流業などの企業を誘致し雇用の創出を目指します。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①東部工業団地の拡張と企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業も対象とした企業誘致活動 進出企業に対する固定資産税減免等の支援
②新たな事業用地の確保と企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県の都市計画定期見直しに向けた土地利用の見直し基礎調査

3 道の駅充実プロジェクト

【プロジェクト内容】

食や風景などで玉村宿の魅力を高めるとともに、道の駅に新たな機能を加えて、人が集まる仕組みをつくり、県内はもとより東京圏からの来訪者の増加を目指します。玉村宿がまちの玄関口となるよう拠点性を高めます。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①玉村宿の飲食機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ご当地グルメ等の販売 青空ガーデンの開催
②玉村宿における新たな機能の提供	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスの乗り換え拠点化（バスハブセンター化） 観光バスの立ち寄り化 防災上のストックヤード化（一時保管所）

4 地域資源リデザインプロジェクト

【プロジェクト内容】

自然環境、風景、歴史文化、農作物、特産品、企業、人材などに関する地域資源を再評価し、玉村町のイメージアップと集客力を向上させます。地域資源を組み合わせストーリー性を持たせるなど新たな価値を創出することで魅力を持たせ、転入者や来訪者の増加を図ります。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①風景を活用した集客	<ul style="list-style-type: none"> ・風景写真コンテストの開催 ・魅力的な風景写真や映像による情報発信
②動植物を活用した集客	<ul style="list-style-type: none"> ・探鳥会の開催 ・オープンガーデン（自宅の庭の公開）事業
③歴史的資源を活用した集客	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵や古民家の再生と活用

5 土地利用見直しプロジェクト

【プロジェクト内容】

周辺環境との調和を図りつつ、新たな宅地の提供に向けた土地利用の見直し、空き家の活用などを進め、転入者の増加を目指します。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①新たな住宅用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模指定既存集落の適用 ・空き家バンクの創設

6 子育てプロジェクト

【プロジェクト内容】

子育ての支援体制や児童に対する英語教育などをさらに充実させるとともに、子育てと仕事が両立できる環境を整え、「子育てしやすい国際教育の玉村町」を確立して、転入者の増加を図ります。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの預かり時間等の充実 ・子ども発達支援センターの設立
②国際教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県立女子大学外国語教育研究所と連携した外国語教育の提供 ・フェリーチェ玉村国際小学校と連携した「国際教育のまち」PR

7 家族形成支援プロジェクト

【プロジェクト内容】

独身男女が気軽に参加できるよう、レクリエーション活動などの機会を積極的に設けて、楽しみながら独身男女が親しくなれる交流機会を提供し、未婚率の上昇に歯止めをかけます。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①レクリエーション活動を通じた交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活支援事業

8 移住促進プロジェクト

【プロジェクト内容】

若者から高齢者まで、町民が暮らしやすいまちを築き、まちの良さをアピールすることで、首都圏などからファミリー層やシニア層の移住を促します。玉村町の優れた子育て・教育環境に加えて、地域資源である農業や歴史的建築物などを活かして来訪者を増やすとともに、町民と来訪者の交流の場を充実させて、交流を広げて移住につなげていきます。そして、農業や歴史的建築物に触れる機会を積極的に提供することで、玉村町での暮らしに対する関心を高め、体験移住や週末移住などのトライアルを勧めていきます。さらに、首都圏などのファミリー層やシニア層の移住につながる「玉村町版の生涯活躍のまち」の実現に向けて研究を行います。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①農業体験プログラムの提供	・ガーデニングや農業体験の講習会・収穫祭などの開催
②古民家を活用した交流施設の提供	・蔵や古民家の再生と活用
③「玉村町版生涯活躍のまち」構想づくり	・玉村町、町内企業、有識者等による研究会の開催

9 公共交通充実プロジェクト

【プロジェクト内容】

道の駅玉村宿を拠点とし、高崎駅、前橋駅、伊勢崎駅に向けた通勤通学バスを充実させて、公共交通を利用する通勤客、通学客などの利便性を高め、転入者の増加を目指します。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①町民に対するバスの充実	・通勤・通学バスの運行計画の策定 ・町内のバス交通の再編計画の策定

10 サイクリングのまちプロジェクト

【プロジェクト内容】

利根川自転車道などのサイクリングロードや歴史的な街並みや街道がある特長を活かし、自転車による街めぐりが楽しめる街として来訪者の増加を目指します。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①サイクリング環境の充実	・サイクリングロードのネットワーク化 ・段差等の危険箇所の解消、交通安全施設の充実
②サイクリング・バイクの立寄拠点化	・駐輪場の整備

11 情報発信プロジェクト

【プロジェクト内容】

ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど、手軽に情報発信ができる情報媒体を活用して、玉村町の魅力を町内外に発信し、来訪者を増やすとともに、住民への情報共有を目指します。

【施策・主要事業】

施策小項目	主要事業
①情報発信に向けた人材の確保	・地域おこし協力隊の募集
②情報発信の基盤づくり	・玉村町のPRに取り組む組織づくり
③情報発信のコンテンツづくり	・フォトコンテスト、映像コンテストによる情報発信

第2部 分野別計画

■分野別計画の構成

後期基本計画の分野別計画は、「健康・福祉分野」「教育・文化分野」「自然・環境・安全分野」「産業経済分野」「都市基盤分野」「協働・行財政分野」の6分野と43施策から構成しています。

分野別計画の構成

6分野	43施策	施策の内容
第1章 健康・福祉分野 子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち	1 地域福祉の充実	1. 地域福祉推進体制の充実 2. 地域福祉サービスの充実 3. 地域福祉の人材育成の強化 4. バリアフリー化の推進
	2 子育て支援体制の充実	1. 子育て応援サービスの充実 2. 多様な保育サービスの充実 3. 母子・父子家庭への支援 4. 児童虐待の防止 5. 産科・小児科診療体制の充実 6. 保健事業の推進
	3 高齢者福祉の充実	1. 介護予防の推進 2. 総合相談体制の充実 3. 社会参加の促進
	4 障がい者福祉の推進	1. 健診・相談・支援体制の充実 2. 生活支援体制の充実 3. 社会参加の促進
	5 社会保障の充実	1. 国民健康保険の健全運営 2. 生活保護制度の適正な運営と相談体制の充実 3. 国民年金事業の推進 4. 介護サービス事業の向上 5. 福祉医療の充実
	6 保健予防・健康づくりの推進	1. 保健事業の推進 2. 感染症予防の推進 3. 健康づくりの推進
	7 地域医療体制の充実	1. 産科・小児科診療体制の充実 2. 精神科診療体制の充実 3. 地域医療体制の充実 4. 災害・感染症発生時医療体制の確保
第2章 教育・文化分野 心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすま	1 幼児教育の充実	1. 幼児教育の充実 2. 家庭・地域の教育機能の向上
	2 学校教育の充実	1. 「自立」と「共生」を育む教育活動の充実 2. 開かれた学校づくりの推進 3. 教育環境の整備・充実
	3 生涯学習の推進	1. 生涯学習環境の充実 2. 生涯学習推進体制の強化 3. 住民中心の生涯学習の推進
	4 青少年の健全育成	1. 健全な育成環境づくり 2. 青少年活動の充実
	5 文化財・地域資源の保護・活用	1. 文化財・歴史資産・地域資源の保存・活用 2. 埋蔵文化財の保護・活用 3. 郷土芸能の保存・伝承 4. 歴史資料館を活用した歴史教育の普及
	6 芸術・文化活動の推進	1. 芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の充実 2. 芸術・文化活動の促進
	7 スポーツ・レクリエーション活動の推進	1. 生涯スポーツの普及 2. スポーツ・レクリエーション施設の充実 3. スポーツ・レクリエーション事業の推進
第3章 自然・環境・安全分野 豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち	1 河川・水辺環境の保全	1. 河川緑地の整備 2. 水辺環境の保全と美化・緑化
	2 公園・緑地の充実	1. 公園・緑地の整備 2. 緑のネットワークの形成 3. 緑化の推進 4. 協働による公園・緑地の維持管理
	3 環境保全・環境共生の推進	1. 環境保全活動の推進 2. 地球温暖化防止対策の推進
	4 生活環境対策の充実	1. 快適な生活環境の形成 2. 環境美化活動の推進 3. ペットの飼育マナーの向上
	5 廃棄物処理・活用体制の充実	1. 適切なごみ処理の推進

		2. リサイクルの推進 3. 安全で安定したごみ処理体制の充実
	6 防災対策の充実	1. 建築物の耐震化の推進 2. 地域防災体制の強化 3. 災害時の相互支援体制の充実
	7 消防体制の充実	1. 火災予防の充実 2. 消防・救急体制の充実
	8 防犯体制の充実	1. 防犯意識の啓発 2. 防犯体制の強化
	9 交通安全対策の充実	1. 交通安全意識の向上 2. 交通安全施設の充実
第4章 地域経済が元気で 就業機会に恵まれたまち 産業経済分野	1 時代をリードする農業の振興	1. 農業生産の効率化 2. 農業経営の安定化 3. 地域の文化・活力となる農業の振興
	2 活力ある工業の振興	1. 幹線道路網整備を活かした企業誘致 2. 新たな産業用地の確保 3. 中小企業への支援
	3 魅力あふれる商業の振興	1. 地域商業の活性化 2. 集客力の高い商業施設の形成 3. 「eコマース」による起業支援
	4 働きやすい就業環境の創出	1. 就業支援の充実 2. 働きやすい労働環境の形成
	5 安全・安心な消費生活の確立	1. 消費生活に関する情報提供・消費者意識の啓発 2. 消費者被害への対応の充実
	6 観光による地域振興	1. 観光振興に向けた環境づくり 2. 魅力あるイベントの開催 3. 来訪者の消費拡大への工夫
第5章 コンパクトで 利便性と快適性が高いまち 都市基盤分野	1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進	1. 秩序ある土地利用の推進 2. 地域の活力を高める土地利用の推進 3. 持続可能な都市づくりの推進
	2 魅力ある市街地の形成	1. 転入者を引きつける住環境の形成 2. 農地と調和した集落の形成 3. 魅力ある景観の形成 4. 暮らしやすい町営住宅の供給
	3 機能的な道路網の形成と計画的な道路維持修繕	1. 東毛広域幹線道路の整備促進 2. 町内幹線道路の整備と計画的な維持修繕 3. 歩行者空間の整備 4. サイクリストの集客
	4 公共交通の整備	1. 利用しやすい乗合タクシーの運行 2. バス交通の充実
	5 水の適正利用と上水道の整備	1. 水の安定供給と有効利用 2. 計画的な施設改修 3. 水道事業の健全経営
	6 下水道の整備	1. 公共下水道の整備 2. 浸水対策の推進
第6章 地域力を発揮する、住民主役のまち 協働・行財政分野	1 住民自治のまちづくりの推進	1. 住民参加の促進 2. 協働によるまちづくりの推進 3. 行政情報提供の充実 4. 広報・広聴機能の充実
	2 コミュニティの育成	1. 地域コミュニティ活動拠点の整備 2. 地域コミュニティ組織の育成
	3 地域間連携・交流の推進	1. 広域行政の推進 2. 地域間交流の推進
	4 国際交流の推進	1. 在住外国人に対する支援 2. 国際理解の促進
	5 人権の尊重	1. 人権意識の啓発・普及
	6 男女共同参画社会の実現	1. 男女共同参画計画の策定 2. 男女共同参画の推進
	7 行政改革の推進	1. 住民満足度の向上 2. 行政システムの改革 3. 情報化の推進 4. 情報発信の強化
	8 健全な財政運営	1. 安定した財政運営 2. 適正な課税の推進 3. 適正な収税の推進

I. 健康・福祉分野

子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち

1 地域福祉の充実

現況と課題

すべての住民が、住み慣れた地域でともに助け合い、安心して暮らし続けることができる地域社会を築くためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民、事業者、福祉団体、行政が一体となって総合的な福祉のまちづくりを推進する必要があります。

本町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人などが地域福祉を支えています。しかし、高齢化や核家族化の進行、地域社会とのつながりの希薄化などにより、福祉ニーズは増大するとともに多様化しています。地域福祉を支える組織を強化するとともに、福祉団体への支援を充実させることが求められています。また、地域福祉を充実させるためには、住民・事業者・福祉団体の連携や保健・福祉・医療の相互協力などが重要であり、コーディネーター機能を強化することが必要です。

さらに、高齢者、障がい者などが容易に社会参加できるまちを築くため、助け合う意識の普及に努めるとともに、公共施設や歩道等の整備に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインを進めることが求められています。

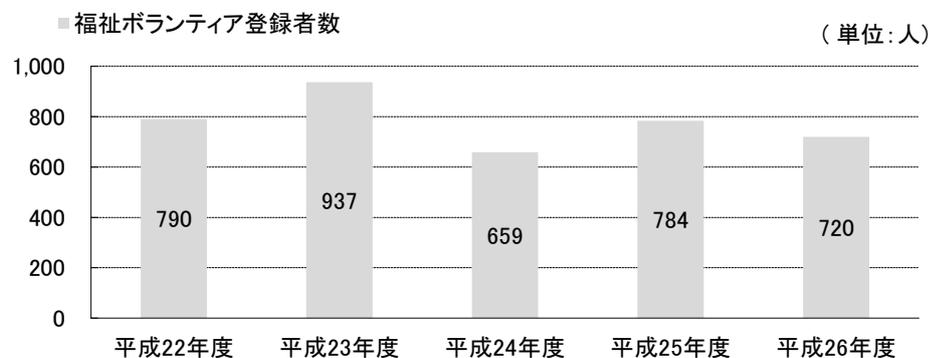
めざす姿

- 福祉に関する助言や支援が容易に得られる相談体制が整っています。
- 保健・福祉・医療が連携し、的確な支援サービスが提供されています。
- 福祉ボランティアが増えるなど福祉活動の輪が広がっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
民生委員・児童委員数	54人	58人
地域福祉が充実していると思う住民の割合（注）	39.5%	50.0%
福祉ボランティア登録者数	669人	690人

（注）平成27年総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 地域福祉推進体制の充実

ともに支えあい、助けあう地域社会の形成に向けて、地域福祉ネットワークの構築とともに地域福祉活動の中心をなす民生委員・児童委員への支援と社会福祉協議会の機能強化を促進します。さらに、支援を求める人たちに対して的確に対応できるよう、相談体制を強化します。

【主要事業】

- ・ 地域福祉ネットワークの構築
- ・ 社会福祉協議会の活動への支援
- ・ 福祉相談員の充実

2. 地域福祉サービスの充実

すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが中心となり、地域全体で弱者を支援する体制を整えます。さらに、福祉関係団体やボランティアとの連携を強化し、地域福祉サービスの充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 地域の見守り活動
- ・ 単身高齢者や障がい者との交流活動
- ・ 交通弱者への支援
- ・ 福祉コーディネート機能の充実

3. 地域福祉の人材育成の強化

多様化する福祉ニーズに適切に対応するため、福祉関係団体と連携して専門家の育成に努めます。障がい者と健常者が共生できる社会こそが正常の社会であるというノーマライゼーションの考えのもと、啓発活動を推進するとともに、ボランティア連絡協議会、ボランティアセンター、住民活動サポートセンターなどを人材バンクとして活用し、住民による福祉ボランティア活動の活性化を図ります。

【主要事業】

- ・ 地域福祉の研修会開催
- ・ 福祉ボランティアの養成

4. バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して快適に社会生活、日常生活を送ることができるよう、公共施設や歩道などのバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

【主要事業】

- ・ 公共施設や歩道などのバリアフリー化
- ・ 誰もが利用しやすい歩道の整備

2 子育て支援体制の充実

現況と課題

本町では、玉村町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）に基づき、子育てしやすいまちの実現に向けて、町立幼稚園、町立保育所、児童館、地域子育て支援センターを整備し、多様な保育ニーズに対応したサービスや放課後児童クラブ等の提供に努めてきました。

しかし、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、子育てに関する価値観は変化し、住民ニーズはさらに高度化しています。休日保育や病後児保育等の提供も検討することが求められています。

平成27年4月から、すべての子どもたちが健やかに成長していくために子どもの育ちと子育てを社会で支援する「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度への移行に合わせ、子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを把握しながら「玉村町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めているところです。

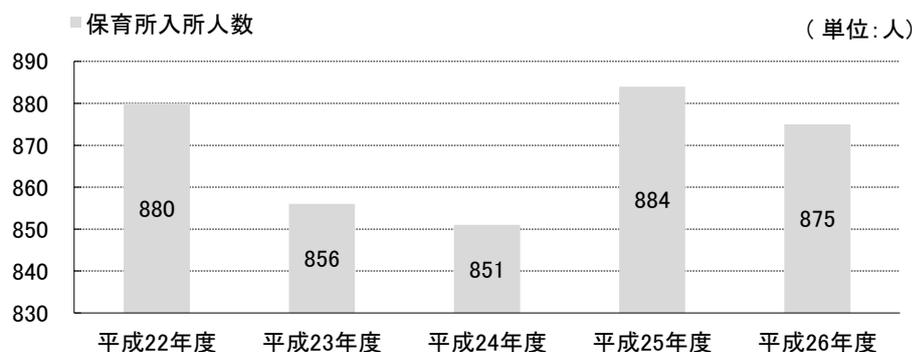
家族やコミュニティの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も増えており、子どもを安心して産み育てられる環境整備と少子化対策に向けた子育て支援の充実を図ります。子育てしやすい玉村町を確立して、子育て世代の転入を促します。

めざす姿

- 育児と仕事が両立しやすい支援体制が整っています。
- 多様な保育ニーズに対応したサービスが提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
延長保育実施箇所数	6箇所	8箇所
赤ちゃんの駅設置箇所	12箇所	20箇所
ファミリー・サポート・センター事業の利用者数	615名	720名



施策の内容

1. 子育て応援サービスの充実

安心して子どもを育てることができる環境をつくるため、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、地域子育て支援センターなどの子育て関連施設の計画的な整備改修、設備の充実などを進めます。「待機児童ゼロ」を継続するとともに、子育てしやすい玉村町のPRに努めます。さらに、国の動向を踏まえて、子育てに関する保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主要事業】

- ・子育て関連施設の計画的改修、設備の充実
- ・ファミリー・サポート・センター、産後ママヘルパー、赤ちゃんの駅の充実
- ・児童手当への支給
- ・福祉医療による医療費助成
- ・発達支援体制の充実

2. 多様な保育サービスの充実

保育内容の充実に向けて、一時預かり、休日保育、病後児保育などを充実させて、多様な保育ニーズに対応したサービスを提供します。子育て不安を抱えるママへのケアなど子育てに関する相談体制や情報提供を強化し、子育て世代が住みたくなるまちづくりを進めます。

【主要事業】

- ・延長保育、一時預かり、休日保育等の充実
- ・病後児保育、障がい児保育の充実

3. 母子・父子家庭への支援

母子・父子家庭の生活支援に向けて、相談体制を充実するとともに、支援事業を推進します。さらに、経済的問題を抱えがちなひとり親家庭の自立に向けて、就労支援を促します。

【主要事業】

- ・相談・支援体制の充実
- ・ひとり親家庭への就労支援
- ・福祉医療による医療費助成

4. 児童虐待の防止

児童相談所や警察に寄せられる虐待相談や通告の対応件数が年々増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待の防止に向け、早期発見、早期対応、通告後の関係機関との連携等速やかに対応を行います。

【主要事業】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能の強化

5. 産科・小児科診療体制の充実

安心して出産・子育てができるよう、産科、小児科の診療体制の充実に努めます。一次医療や予防接種等については、かかりつけ医において診療を行うとともに、休日・夜間の救急時にも、適切な産科・小児科救急医療が受けられるよう、県や医師会と連携し、診療体制の充実に努めます。

【主要事業】

- ・産科・小児科診療体制の確保
- ・かかりつけ医の普及

6. 保健事業の推進

母子保健については、現在実施している乳幼児健診・教室・相談事業を充実させるとともに、児童福祉や学校教育など関連部門との連携を密にし、安心して子どもを産み育てることができるよう育児環境を整備します。

【主要事業】

- ・乳幼児健診事業
- ・教室・相談事業



3 高齢者福祉の充実

現況と課題

本町の高齢化率は、平成28年1月1日現在21.2%であり、県内では最も低い水準にあります。しかし、行政区別では、既に全国平均より高齢化率が進行している地区もあり、今後も全地域の高齢者の増加、高齢化率の上昇が予想されることから、介護予防の充実とともに、高齢者の増加を踏まえた福祉体制を整えることが必要になります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごし、安心した生活を送るためには、年をとっても認知症や寝たきりにならない期間をできる限り長く保つことが必要であり、介護予防・認知症予防の取り組みが重要となります。介護予防や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、各地区で行っている「高齢者筋力向上トレーニング事業」を核とした介護予防活動を支援して、住民主体の活動の場である「ふれあいの居場所づくり事業」を積極的に推進し、各地域の設置に向けた情報提供や、あわせてふれあいの居場所相互の情報交換なども進めて行きます。

後期高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、介護需要はさらに増大します。重度者に対する介護は専門職へとシフトが進み、軽度者に対する介護は互助活動を通じた生活支援へシフトすることが予想されます。元気な高齢者は支える側にまわり、生きがいの創出と健康寿命の延伸につなげることが望まれます。介護の担い手が限られる中で、介護体制を整えるためには、行政及び地域包括支援センターが中心となり、民生委員・児童委員や医療機関、介護サービス事業者、NPO法人、住民主体のふれあいの居場所などと連携しながら包括的に支える体制を整備していく必要があります。

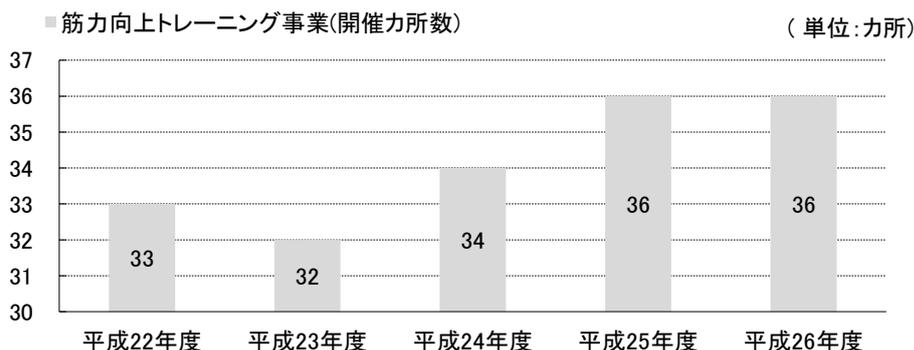
高齢者が生き生きと暮らしていくためには、生きがいつくりや就労支援が重要です。今後も高齢者の活動を広げるために長寿会やシルバー人材センターの支援を行っていく必要があります。また、高齢者の交流拠点である老人福祉センターは築後27年を経過しているため施設の老朽化がみられ、計画的な改修が必要になっています。

めざす姿

- 生きがいを持って暮らす健康な高齢者が増えています。
- 住民主体の活動の場である「ふれあいの居場所づくり事業」が増えています。
- 高齢者にとって憩いの場である老人福祉センターの利用者が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
高齢者筋力向上トレーニングの実施箇所数	39カ所	全行政区 (46カ所)
ふれあいの居場所の開設箇所数	年13カ所	年50カ所
老人福祉センター利用者数	50,934人	52,000人



施策の内容

1. 介護予防の推進

高齢者がいつまでも健康で生き生きと暮らせるよう、地域包括支援センターと連携し、介護予防を推進します。高齢者の健康維持や介護予防、認知症予防に関する情報提供などを通じて、高齢者の生活機能の維持に努めます。

【主要事業】

- ・ 介護予防・認知症予防に関する情報提供
- ・ 高齢者筋力向上トレーニングの促進
- ・ 住民主体の活動の場である「ふれあいの居場所づくり事業」の推進

2. 総合相談体制の充実

高齢者やその家族などが介護や生活上の相談に困らないように、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の関係団体との連携により、身近な相談体制の充実を図ります。

また、介護者の精神的な負担を軽減するため、認知症高齢者などの家族の集いや講演会を開催するなど、介護者相互間の情報交換の場を提供します。

【主要事業】

- ・ 相談体制の充実に向けた関係機関の連携
- ・ 介護者の支援
- ・ 介護者間の交流促進

3. 社会参加の促進

高齢者が生き生きと暮らしていくためには、趣味を通じた交流や就業に伴う社会的役割の遂行などが重要です。今後も高齢者の活動を広げるため、住民主体の活動の場である「ふれあいの居場所づくり事業」を進めるとともに、長寿会やシルバー人材センターに対する支援を継続し、交流の場である老人福祉センター利用者の増加を図ります。

【主要事業】

- ・ 長寿会への支援
- ・ シルバー人材センターへの支援
- ・ 老人福祉センターの計画的な改修

4 障がい者福祉の推進

現況と課題

「障害者自立支援法」が、平成18年4月から施行され、障がいの種類に関わらず、共通の制度により福祉サービスが提供されることになりました。その後、「障害者自立支援法」が平成24年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わり、障がい者は、障害支援区分認定、介護や居住の状況、サービスの利用意向などに応じて、福祉サービスの支給量が決められ、事業者を選択して福祉サービスを受けています。

本町の平成27年3月末現在の身体、知的、精神障がい者数は、それぞれ1,038人（身体障害者手帳所持者）、222人（療育手帳所持者）、161人（精神障害者保健福祉手帳所持者）です。核家族化が進む中で、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進行しており、障がい者を地域で支えることが求められています。

町内には、障がい者の福祉施設である障害者福祉センター「のぼら」・「たんぼぼ」の他に、生活介護事業、就労移行支援事業、地域活動支援事業などのサービスを行う事業所が増えています。しかし、障がい者が地域社会に溶け込み、安心して生活できるように、障がい者福祉施設やサービスを充実させることが必要です。

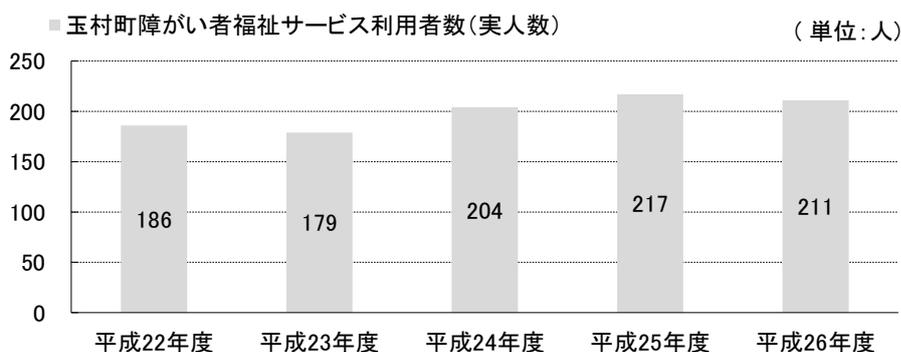
また、障がいに関する適正な理解を普及し、障がいを理由とする差別をなくし、障がいの早期発見、訓練支援、ボランティア体制の充実などを進めていくことが求められています。

めざす姿

- 健診や相談・訓練体制が整い、障がいの早期発見や必要な訓練が受けられます。
- 障がい者福祉の施設が整備され、支援サービスの充実が図られ、地域社会の支援体制が整っています。
- 能力に応じた社会的役割を担い、障がい者が地域社会で活躍しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
障がいに関する相談件数	1,154件	1,000件
グループホーム数	1施設	2施設
障がい者就労支援センター登録者数	107人	110人



施策の内容

1. 健診・相談・支援体制の充実

障がいの早期発見のために、乳幼児健診・発達相談体制、情報発信の充実を図ります。さらに、児童相談所や療育機関・障がい者福祉事業所等との連携を強化するとともに、医療費の助成に努め、障がいのある人たちが安心して訓練や医療を受けられるように努めます。

【主要事業】

- ・ 健診・相談体制の充実
- ・ 支援体制の充実
- ・ 自立支援医療費助成

2. 生活支援体制の充実

障がいのある人たちが安心して自立した生活を送ることができるよう、老朽化した障がい者福祉施設の整備を図るとともに、各種の生活支援事業を推進します。また、居宅サービス・施設サービスを充実し、家族の支援にも努めます。さらに、障がい者の居住の場の確保に向けて、グループホームの整備を促進します。

【主要事業】

- ・ 障がい者福祉施設の整備推進
- ・ 生活支援活動の充実
- ・ グループホームの整備促進

3. 社会参加の促進

障がいのある人たちが地域社会の中で生きる喜びを持つことができるよう、関係団体と連携して就業支援を行います。さらに、障がいのある人もない人も隔たりのない社会の実現に向けて、住民の意識を改善するとともに、スポーツ・文化活動、地域活動等への参加機会を広げ、地域社会との交流を促します。

【主要事業】

- ・ 就業支援体制の充実
- ・ 障がい者スポーツ教室の開催
- ・ 障がい者雇用に向けたPR活動

5 社会保障の充実

現況と課題

本町における国民健康保険の被保険者数は9,690人、加入率は26.2%です（平成27年3月末日現在、以下のデータも同様）。1人当たりの給付金額は増加傾向にあるため、健康づくりや医療費適正化を推進し、医療費負担の軽減を図ることが必要です。

生活保護世帯は139世帯ですが、長引く不況や高齢化の進行などに伴い、増加する可能性があります。生活保護世帯の実態把握や相談・指導を行い、社会的・経済的自立を促進する必要があります。また、子どもの貧困問題が深刻化しており、対策事業の一環として、県や関係団体、行政部署を超えて連携し、低所得世帯の児童生徒の学習支援を行っています。

国民年金の保険料納付率は、平成27年3月末現在で63.9%です。老後の所得保障として重要な役割を担う制度であることから、納付を促し国民年金財政の安定化を図ることが求められています。

介護保険の要支援・要介護認定者数は約1,300人です。高齢者数は今後急速に増加し、介護需要は増大する可能性があり、適正な介護サービスを提供することが重要になります。

福祉医療の対象者は、子ども・重度心身障がい者・高齢重度障がい者・母子家庭・父子家庭など6,345人です。医療費の自己負担分を公費負担し、負担軽減を図っています。

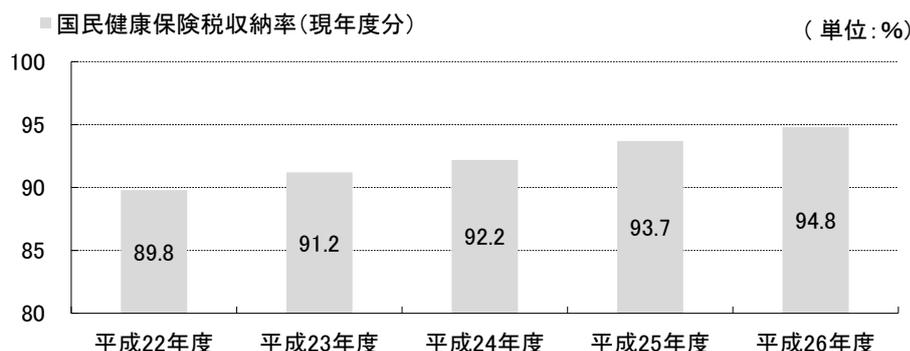
めざす姿

- 健全な国民健康保険財政が維持されています。
- 自立支援により生活保護世帯からの自立が増えています。
- 介護保険財政の健全化が確保され、多様なサービスが提供されています。
- 貧困が世代を超えて連鎖することのない社会を目指します。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
国民健康保険税収納率（現年度分）	94.8%	95.0%
生活保護からの自立件数	15件	17件
介護保険事業が充実していると思う住民の割合（注）	28.9%	35.0%

（注）平成27年総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 国民健康保険の健全運営

国民健康保険の健全運営に向けて、国民健康保険税の収納率向上を図ります。相互扶助の考え方を浸透させるとともに、医療費抑制に向けて、医療費給付の適正化を進めます。

【主要事業】

- ・ 国民健康保険税の徴収体制の強化
- ・ 診療報酬明細書の精査

2. 生活保護制度の適正な運営と相談体制の充実

生活困窮者の生活保障に向けて、生活実態の把握、各種貸付資金制度の活用を通じ、生活保護制度の適正な運営を図ります。さらに、生活困窮者の経済的、精神的な自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。県保健福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者の状況に応じた就労支援に努めます。また、生まれ育った環境で子供の将来が左右されないよう、世代を超えた貧困の連鎖防止に努めます。

【主要事業】

- ・ 生活実態の把握
- ・ 自立支援の充実
- ・ 低所得世帯の児童生徒の学習支援

3. 国民年金事業の推進

国民年金に対する理解を深め、未加入者に対して加入を促進するため、広報やパンフレット等の活用により、啓発事業を推進します。また、納付困難者に対する保険料免除、納付特例申請の勧奨、加入者に対する口座振替の促進により、納付率の向上に努めます。

【主要事業】

- ・ 国民年金啓発事業
- ・ 保険料免除・納付特例申請の勧奨

4. 介護サービス事業の向上

介護保険事業の適正な利用に向けて、制度の仕組みや事業者に関する情報提供、包括的・継続的ケアマネジメント、サービス基盤の充実や介護保険財政の健全運営に努めます。

【主要事業】

- ・ 保険財政の健全運営
- ・ 介護サービスの充実

5. 福祉医療の充実

子育て支援、障がい者や母子・父子家庭などの自立支援の観点から、制度の拡充を図り、医療費の負担軽減に努めます。

【主要事業】

- ・ 子ども医療費助成
- ・ ひとり親家庭への医療費助成
- ・ 障がい者医療費助成

6 保健予防・健康づくりの推進

現況と課題

本町の平成26年の死因別死亡順位は、第1位が悪性新生物（がん）、第2位が心疾患、第3位が肺炎、第4位が老衰、第5位が脳血管疾患で、生活習慣病によるものが、全体の6割近くを占めています。今後高齢化の進行とともに、生活習慣病や要介護認定者の増加が予想されます。このため、将来、生活習慣病や要介護状態にならないために、若い頃から、住民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、地域社会全体で健康づくりに取り組むことが求められています。

本町では、保健センターを拠点に、各種健（検）診、健康相談、予防接種、感染症予防事業等、様々な保健サービスを提供しています。その中で、死因の第1位を占めるがん対策については、平成26年の検診受診率は20%未満と低いため、無料クーポン券を配布するなどの受診勧奨を行っています。今後とも国の目標50%に向かって努力していきます。また、平成20年から開始したメタボリックシンドロームを早期に発見するための特定健診については、平成26年度の受診率は42.4%となっています。未受診者対策への取り組みを行い、受診率を向上させるとともに特定保健指導を実施して、生活習慣の改善を図っていきます。

妊婦から高齢者に至るすべての住民に対して、健診や相談、健康教育、予防接種等の保健事業を充実させ、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めていくことが求められています。また、健康管理に必要な情報の提供、環境の整備を行い、住民一人ひとりの健康意識を高め、自ら進んで健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

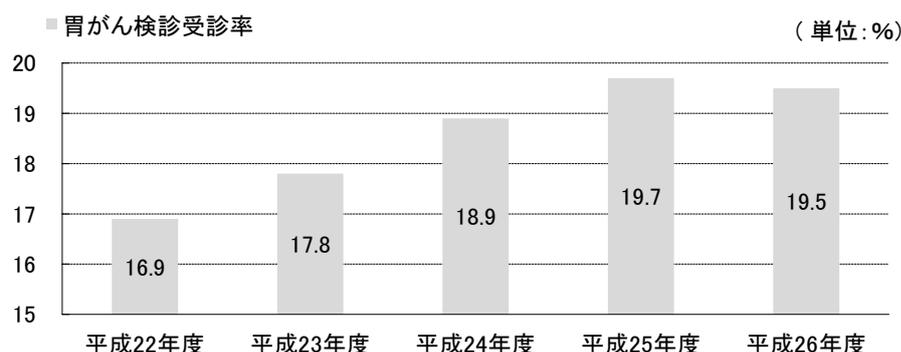
めざす姿

- 各種健診、健康相談、保健指導等を受ける人が増えています。
- 健康意識が高く、自ら進んで健康づくりに取り組む人が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
特定健診受診率	42.4%	60.0%
がん検診受診率	19.8%	50%
1人当たりの国保医療費の年間伸び率	10%	5%

※がん検診受診率の現状値は、胃・大腸・子宮・乳・肺がん検診受診率の平均値



施策の内容

1. 保健事業の推進

住民の健康の保持・増進に向けて、保健センターの機能強化（専門スタッフの充実）や各種健（検）診、健康相談、保健指導、健康教育などの保健サービスの充実に努めます。また、疾病の早期発見・早期治療のため、健診受診率の向上に努めます。

母子保健については、現在実施している乳幼児健診・教室・相談事業を充実させるとともに、児童福祉や学校教育など関連部門との連携を密にし、安心して子どもを産み育てることができるよう育児環境を整備します。

【主要事業】

- ・がん検診及び健康増進事業
- ・特定健診・特定保健指導
- ・母子保健事業

2. 感染症予防の推進

麻疹、風疹、日本脳炎、結核、水痘、インフルエンザ等の感染症を予防するため、予防接種を積極的に推進します。予防接種法に定められた定期予防接種については、対象者（児）に個人通知や広報等で周知徹底を図り、接種率 100%を目指します。また、ノロウイルスや大腸菌などが原因で起こる食中毒については、広報等で日頃から食中毒予防に心がけるよう周知を図っていきます。さらに、新型インフルエンザ対策については、玉村町新型インフルエンザ等対策行動計画やマニュアルに基づいて、国や県、医師会等と情報の共有・連携を図りながら事業を進めます。

【主要事業】

- ・予防接種・結核検診事業

3. 健康づくりの推進

住民の健康意識を高め、健康習慣を普及するために、あらゆる機会を通じて健康情報を提供します。また、本町の健康づくりの指針である「はつらつ玉村 21」計画に基づいて、住民一人ひとりの健康づくりを支援し、生活習慣病の一次予防に努めます。その中でも「一人1スポーツの推進」を重視するとともに、「玉村町食育推進計画」に基づいて、全町を挙げて食育に取り組みます。

【主要事業】

- ・町広報（はつらつ玉村 21 欄）、ホームページ等で健康情報を発信
- ・健康の日（毎月第1日曜日）イベント事業の開催・普及
- ・一人1スポーツの推進
- ・食育推進事業の実施

7 地域医療体制の充実

現況と課題

平成27年4月現在、町内には病院1箇所、一般診療所22箇所、歯科診療所12箇所があり、これらの医療機関が地域医療を支えています。

伊勢崎佐波地域の中核病院として、伊勢崎佐波医師会病院と伊勢崎市民病院が伊勢崎市内にあり、本町の救急医療、高度医療、災害医療を支えています。救急医療は、伊勢崎佐波医師会病院が休日・夜間対応し、歯科は、伊勢崎歯科医師会による休日歯科診療所が対応しています。さらに、災害時における医療の確保と地域への医療支援を行う地域災害拠点病院として、伊勢崎佐波医師会病院と伊勢崎市民病院が指定されています。

また、町内に精神科の医療機関がないことから、精神に障がいのある人は、近隣の医療機関への通院を余儀なくされ、不便を強いられています。

高齢化の進行とともに、医療需要の増大や高度医療に対するニーズもさらに高まることが予想されます。また、安心して子どもを産み育てることができるよう、小児科・産科の充実も求められています。病態に応じた適切な医療を迅速に受けることができるよう、県や関係医療機関と連携して、地域医療体制や救急医療体制を充実させるとともに、災害や感染症発生時における医療体制の強化が求められています。

めざす姿

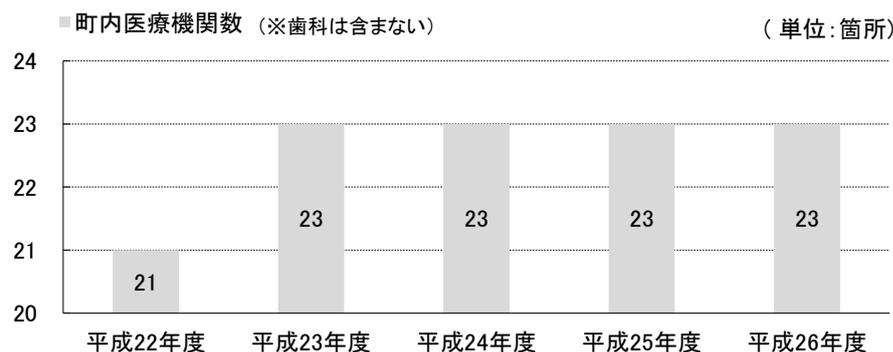
- 安心して子どもを産み育てることができる医療体制が整っています。
- 精神に障がいのある人が町内の医療機関で医療を受けることができます。
- 休日や夜間においても適切な救急医療を受けることができます。
- 災害や感染症発生など緊急時の医療体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
地域医療体制が充実していると思う住民の割合（注1）	34.7%	40.0%
町内の精神科専門医療機関数	0箇所	1箇所
病院までの所要時間が30分未満の割合（注2）	46.6%	60.0%
感染症発生に備えた訓練実施回数（年間）	—	1回

（注1）平成27年総合計画住民意識調査より

（注2）消防概要（平成27年版）より（救急車による病院までの所要時間が30分未満の割合）



施策の内容

1. 産科・小児科診療体制の充実

安心して出産・子育てができるよう、産科、小児科の診療体制の充実に努めます。一次医療や予防接種等については、かかりつけ医において診療を行うとともに、休日・夜間の救急時にも、適切な産科・小児科救急医療が受けられるよう、県や医師会と連携し、診療体制の充実に努めます。

【主要事業】

- ・産科・小児科診療体制の確保
- ・かかりつけ医の普及

2. 精神科診療体制の充実

精神に障がいのある方が、町内で専門の医療が受けられるように県や医師会に働きかけ、精神科専門医療機関の開設に努めます。

【主要事業】

- ・精神科専門医療機関の開設に向けた働きかけ

3. 地域医療体制の充実

住民の多様化した医療ニーズに対応するため、地域の医療機関（かかりつけ医）と連携して、一次医療の充実、二次医療機関（病院）との連携強化を図ります。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、休日・夜間診療体制や救急医療体制の確保に努めます。

【主要事業】

- ・かかりつけ医の普及
- ・休日・夜間診療体制の確保

4. 災害・感染症発生時医療体制の確保

大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症の発生に備えて、県や医師会等関係機関と連携して危機管理体制を整えます。本町の地域防災計画や新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、防護資材などを用意するとともに、緊急時に迅速かつ的確な医療が提供できるように、防災訓練と併せて感染症の発生に備えた訓練を実施します。

【主要事業】

- ・災害・感染症発生時医療体制の確保
- ・災害・感染症発生に備えた訓練の実施

II. 教育・文化分野

心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち

1 幼児教育の充実

現況と課題

幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であり、適切な教育環境を整え、心身の健全な発達を促すことが重要です。また、子育て世代が暮らしやすいまちを創るためにも、安心して子どもを預けることができる教育環境を整備することが求められています。このため、本町では、5か所の町立保育所と2か所の町立幼稚園を運営しています。

少子化が進行する中で、全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、幼児期の教育や保育、地域子育て支援の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートしています。

核家族化の進行や共働きの増加に伴い、幼児教育や保育に関する期待は高まりつつあり、安全で水準の高い環境を整備する必要があります。幼児教育や保育内容の改善、施設の安全性の確保、支援体制の整備などを進め、幼児教育や保育の充実に対する住民の期待に応えることが求められています。

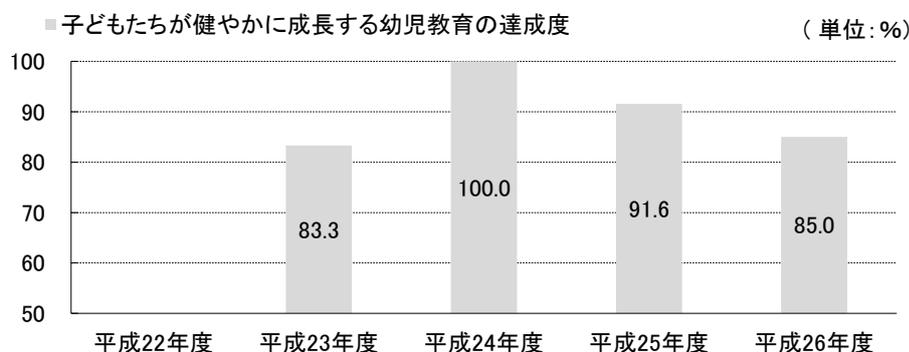
めざす姿

- 子どもたちが健やかに成長する幼児教育が進められています。
- 家庭と連携を図りながら、信頼される保育所・幼稚園づくりが推進されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
子どもたちが健やかに成長する幼児教育の達成度（注）	95.0%	95.0%
「保護者等との連携（幼稚園）」の達成度（注）	91.6%	95.0%

（注）群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた（A）」である割合



施策の内容

1. 幼児教育の充実

一人ひとりの個性を大切にしながら幼児教育の推進に向けて、教職員研修の充実を図るなど、教育内容の充実に努めます。また、施設の安全性確保や教育環境の充実に努めるため、教育施設・設備の整備・改善に努めます。

【主要事業】

- ・ 幼児の主体的な活動を促す保育・教育の充実
- ・ 施設・設備の整備・充実
- ・ 人的環境の整備・充実

2. 家庭・地域の教育機能の向上

家庭における幼児教育の充実に努めるため、家庭と保育所・幼稚園との連携を強化します。育児・幼児教育の相談体制を強化し、親が抱える不安の解消や家庭における適切な育児の支援に努めます。さらに、保育所・幼稚園と小学校、あるいは保健・福祉・医療等の関係諸機関との連携を強化し、地域社会全体で幼児を守り育てる環境の形成に努めます。

【主要事業】

- ・ 開かれた保育所・幼稚園づくりの推進
- ・ 連携体制の整備・充実



2 学校教育の充実

現況と課題

学校教育においては、基礎的・基本的な内容を重視しつつ、個性を活かす教育の充実を図るとともに、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力や豊かな心を持ち、心身ともに健康でたくましく生きる人間を育成することが求められています。

本町には、小学校5校、中学校2校があり、平成27年5月1日現在、小学生1,863人、中学生1,089人が学習しています。各学校は、児童・生徒一人ひとりがよりよく生きるために自立と共生をねらいとした教育に努め、特色ある学校づくりを進めています。さらに、学力の向上に向けて、児童生徒の学習状況を分析し、授業改善を行うとともに、個に応じたきめ細かな指導を行っています。知・徳・体のバランスの取れた児童・生徒を育てるためには、家庭や地域との連携を強化し、地域全体の教育力を高めていくことが求められています。

めざす姿

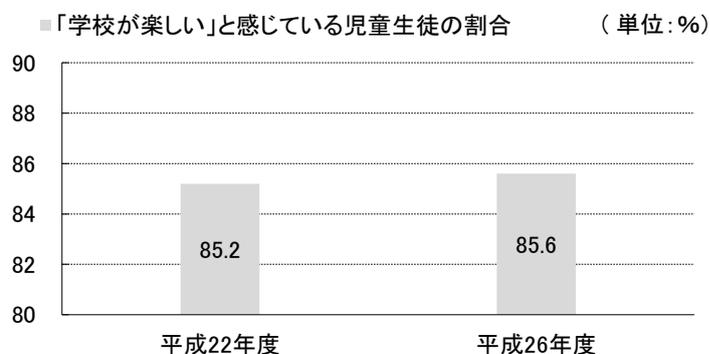
- 児童生徒に、生きる力（確かな学力、豊かな人間性、心身の健康と体力を備えた総合的な力）が育まれています。
- 安全で学習しやすい充実した教育環境が提供されています。
- 家庭・地域・学校との間に信頼と協力関係が築かれています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合（注1）	85.6%	90.0%
「保護者等との連携（小・中学校）」の達成度（注2）	73.7%	80.0%
「安全の確保、施設設備の整備」の達成度（注2）	94.1%	95.0%

（注1）「玉村町総合学力調査」に基づく意識調査の当該評価項目における肯定的な回答の割合

（注2）群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた（A）」である割合



施策の内容

1. 「自立」と「共生」を育む教育活動の充実

本町がめざす子ども像「確かな力を身に付け心豊かにたくましく生きぬく子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、日々の教育活動を推進します。

【主要事業】

- ◎子ども主体の学校教育の推進
- ◎幼小中12年間を見通した学校教育の推進
 - ・確かな学力を培う教育の充実
 - 基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を目指した学習指導の推進
 - ・豊かな人間性を育む教育の充実
 - 道徳教育の充実、体験的活動を重視したキャリア教育の推進
 - ・心身の健康と体力を育む教育の充実
 - 体力の向上を図るスポーツ活動の充実、望ましい生活習慣づくり、食育の推進
 - ・学校教育推進上の諸課題への対応
 - 特別支援教育・生徒指導・進路指導・安全教育・人権教育・道徳教育・英語教育等の充実

2. 開かれた学校づくりの推進

学校の教育目標の実現に迫る自校の特色を活かした教育活動を展開します。地域・家庭に対して情報発信を行い、学校と地域が連携して効果的な教育活動を実践します。

【主要事業】

- ・特色ある学校づくりの推進
- ・学校・家庭・地域・関係機関との連携
- ・学校ボランティア等の活用による学校支援センターの充実
- ・高等教育機関との連携

3. 教育環境の整備・充実

現代の社会情勢に対応でき、児童生徒がのびのびと安心して過ごせる教育環境づくりを推進します。また、一人ひとりの実態に応じた支援を行うための人的環境の整備・充実を図ります。

【主要事業】

- ・学校施設・設備の整備・充実
- ・教育補助員等の配置
- ・教育支援と就学援助の充実
- ・安全・安心な学校給食の充実

3 生涯学習の推進

現況と課題

本町の生涯学習の拠点施設は、ホール、公民館、図書館、歴史資料館などを併設した文化センターです。文化センターは平成5年に整備され、生涯学習や文化活動などの拠点施設として年間約25万人が利用しています。

図書館の年間貸出冊点数は、開館以来、県内の市町村の上位を維持し、公民館での文化活動も活発化しているなど、住民の高い学習意欲が表れています。

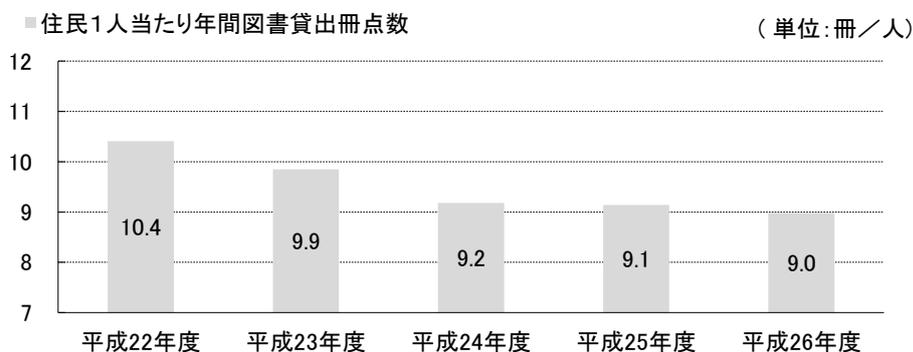
住民の自己啓発や生きがいづくりを応援するとともに、豊かな生活環境の提供に向けて、利用しやすく快適な生涯学習の環境づくりが求められています。また、より多くの住民が生涯学習や地域コミュニティ活動に取り組むよう、魅力あるプログラムの提供や推進体制の充実に努めることが重要であり、生涯学習推進員、教育機関などとの連携を強化することが求められています。

めざす姿

- 図書館等の生涯学習環境が充実し、効率的な学習がなされています。
- 社会教育団体数が増えています。
- 地域の団体の自主的な地域コミュニティ活動が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
住民1人当たり年間図書資料貸出冊点数	8.96冊	9.00冊
社会教育団体数	63団体	68団体
各地区で行われる生涯学習活動数	131件	140件



施策の内容

1. 生涯学習環境の充実

住民の多様な生涯学習ニーズに対応した環境づくりに向けて、関係機関との連携を強化して、各種講座や教室の充実を図ります。さらに、生涯学習に関する情報提供や相談体制などを充実させるとともに、生涯学習施設である文化センターが、住民にとって一層利用しやすい施設となるよう改善に努めます。

【主要事業】

- ・各種自主講座・教室の充実
- ・文化活動団体活性化の支援
- ・視聴覚資料の充実
- ・文化センター施設の改善
- ・大学との連携による学習内容の充実

2. 生涯学習推進体制の強化

生涯学習活動をさらに推進するため、生涯学習ボランティアや指導者等の確保・育成に努めます。指導者養成に向けた講座開設などにより、専門的な知識や技能を備えた町内外の人材が講師となり、多彩なプログラムを提供できるよう、指導者発掘の仕組みを整えます。

【主要事業】

- ・生涯学習ボランティアの養成
- ・指導者養成講座の開設

3. 住民中心の生涯学習の推進

住民ニーズに沿った生涯学習を提供するため、住民の要望把握や生涯学習推進員の充実を図ります。現在、生涯学習推進員を中心に実施している地域コミュニティ活動については、一層の支援を行うとともに、生涯学習に関する住民の意識啓発を推進し、住民の自主的・積極的な生涯学習を促進します。

【主要事業】

- ・生涯学習推進員による生涯学習推進事業の充実
- ・生涯学習推進員の研修の充実

4 青少年の健全育成

現況と課題

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、情報通信技術の進展、核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い大きく変化しています。その結果、家族と会話する時間や地域社会で近隣住民とふれあう機会が減少しており、青少年のマナーやコミュニケーション能力の低下が危惧されています。さらに、有害な情報も氾濫しており、青少年が犯罪に巻き込まれる可能性も広がっています。

青少年の健全な育成を促すため、青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動やボランティア活動などの機会をつくり、青少年の社会参加を促すとともに、青少年に対して健全な居場所を提供することが求められています。

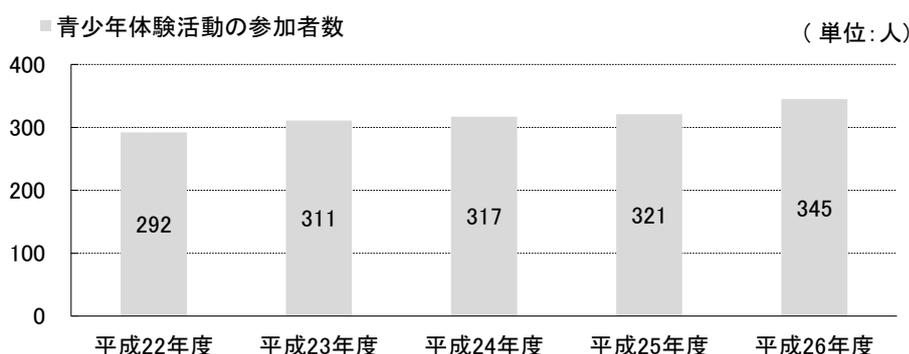
また、青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため、家庭や学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成環境を整備していく必要があります。

めざす姿

- 青少年の健やかな成長を促す健全な環境が維持されています。
- 文化・スポーツ活動やボランティア活動などに青少年育成活動の参加者が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
インターネットの危険な側面を伝える研修会等の開催	1校	全小中学校で開催
青少年体験活動の参加者数	345人	370人



施策の内容

1. 健全な育成環境づくり

青少年の犯罪や非行防止のため、学校、家庭、地域社会が一体となって、健全な育成環境づくりを進めます。青少年の居場所づくりや有害環境の排除を進めるとともに、青少年が犯罪などに巻き込まれないよう、防犯パトロール、有害サイトへのアクセス防止などに努めます。

【主要事業】

- ・ 非行防止等の啓発活動の推進
- ・ 非行防止運動の地域ぐるみの展開
- ・ 家庭教育の支援

2. 青少年活動の充実

青少年の健全な心身の成長を育み、社会の一構成員としての認識を養うため、青少年に対して多彩な活動機会を提供します。学校、関係機関と連携して青少年の健全育成に向けた組織の強化を図り、文化・スポーツ活動、体験活動、ボランティア活動などへの参加機会を充実させるとともに、各種イベント時の青少年活用を推進するため、指導者の確保・育成に努めます。

【主要事業】

- ・ 青少年健全育成組織の強化
- ・ 青少年の文化・スポーツ活動の充実
- ・ 青少年のボランティア活動の充実
- ・ 青少年の体験活動の充実
- ・ 指導者の確保・育成



5 文化財・地域資源の保護・活用

現況と課題

本町は、日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史があり、町内には、国指定重要文化財の玉村八幡宮本殿をはじめ、指定文化財や有形・無形の文化財が数多く存在します。これらの文化財や歴史の面影を残す街並みは貴重な歴史資産であり、調査研究を進めるとともに、その保護・活用、さらには歴史資産を活かしたまちづくりに向け取り組む必要があります。

多数の川が合流する利根川中流域は、昔から交通・経済とともに文化の交流も盛んであり、「水辺の十字路」に位置する地域特性を見直し活用する取り組みが必要です。

埋蔵文化財については、開発者に対し適切な指導を行い、遺跡の保護を図る必要があります。そのために遺跡台帳及び遺跡地図の整備を行っています。古墳については、軍配山古墳、梨ノ木山古墳の2ヶ所を町指定の史跡として保護していますが、今後は史跡公園としての整備を進めることが求められています。

伝統芸能や祭りは、地域が受け継いできた貴重な固有の財産であり、保存・伝承が重要です。後継者の育成や保存会への支援を充実させる必要があります。

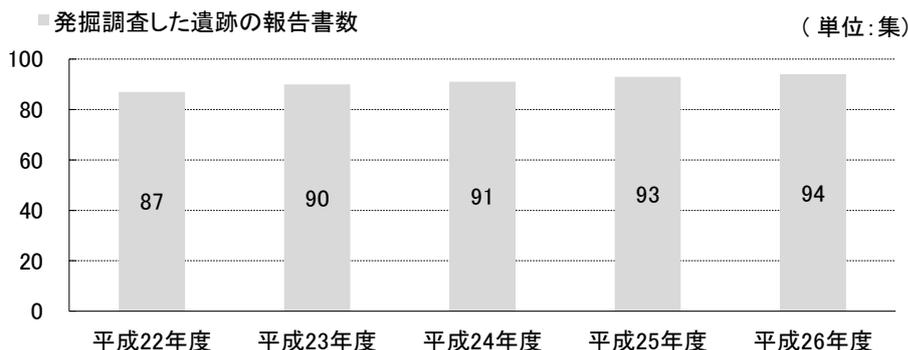
平成7年開館の歴史資料館では、常設展示として、江戸時代に宿場として栄えた町の姿や、宿場が置かれるまでの歴史を考古・歴史資料と映像などにより紹介しています。歴史資料の収集・整理、調査研究、その公開を進めるとともに、学校と連携した歴史教育の普及に努めることが求められています。

めざす姿

- 文化財・歴史資産・地域資源の保護・活用が進んでいます。
- 埋蔵文化財の保護と活用が進んでいます。
- 伝統芸能が伝承され、後継者が育っています。
- 地域の歴史・文化に関心をもつ住民が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
登録有形文化財の登録件数	3件	4件
発掘調査した遺跡の報告書数	第95集	第98集
出前講座開催数	年6回	年6回
歴史資料館年間入館者数	5,000人台	5,000人台



施策の内容

1. 文化財・歴史資産・地域資源の保存・活用

文化財や歴史資産を後世に伝えるとともに、玉村らしい個性あるまちづくりに向けて、文化財・歴史資産・地域資源を保存・活用を進めます。特に住民・関係機関と連携して、日光例幣使道の宿場町の面影を残す旧玉村宿を対象に玉村八幡宮を核とした歴史資産の保存・活用を計画的に進め、愛着をもって暮らせるまちづくりを目指します。また、情報発信やイベントの開催などを行います。

【主要事業】

- ・文化財・歴史資産・地域資源に関する情報提供
- ・文化財の指定や登録有形文化財の登録
- ・文化財・歴史資産・地域資源を活かしたイベント開催やまちづくり事業の推進

2. 埋蔵文化財の保護・活用

埋蔵文化財は一度破壊されると復元が難しいため、その保存に努めるとともに、開発にあたっては遺跡保護の協力を事業者に要請します。やむなく遺跡を破壊せざるを得ない場合は、発掘調査を実施・記録し、その成果の公開に努めます。また、遺跡を把握する基礎データである遺跡台帳及び遺跡地図の整備を推進します。

【主要事業】

- ・埋蔵文化財の保護、調査・研究
- ・埋蔵文化財報告書作成
- ・遺跡台帳及び遺跡地図の整備

3. 郷土芸能の保存・伝承

伝統芸能や祭りの保存・伝承を図るため、調査・研究を行うとともに、後継者育成や保存活動に対する支援を行います。郷土芸能を生涯学習や小・中学校の学習の場に活用するとともに、各保存会への支援、郷土芸能に関する功労者の表彰などを通じて、後継者の育成に努めます。

【主要事業】

- ・保存活動に対する支援と補助
- ・功労者表彰

4. 歴史資料館を活用した歴史教育の普及

本町に関わる資料の収集及び整理並びに調査・研究を進めます。また、企画展の開催や館報の刊行などにより調査・研究成果の公開に努め、地域の歴史と文化に対する住民の理解を深めます。さらに学社連携を推進し、体験学習や歴史講座など歴史に親しむ機会の提供を図り、歴史教育の充実に努めます。

【主要事業】

- ・資料の収集・整理・調査研究
- ・展示・公開・資料提供
- ・体験学習・講座実施

6 芸術・文化活動の推進

現況と課題

本町における芸術・文化活動の拠点は、ホールや工芸室などを備える文化センターです。公益財団法人玉村町文化振興財団がホール事業の運営にあたり、年間15本程度の自主事業と数本の住民参加型事業を実施しています。住民が多彩な芸術・文化活動を手軽に鑑賞することができるように、コンサート、ミュージカル、演芸などを定期的で開催しています。

成熟社会の中で団塊の世代が退職し、ゆとりが持てるようになることにより、芸術・文化活動に関心を持ち、積極的に活動したいと思う住民はさらに増加することが予想されます。芸術や文化にふれる機会とともに、住民自らが芸術・文化活動を実践する機会を充実させることが、今まで以上に求められています。

また、限られた予算の中で、活発な芸術・文化活動を促すためには、住民、企業、関係団体などの協力が不可欠です。施設の効率的な管理運営に努めるとともに、芸術・文化活動に対するサポート体制を整えることが求められています。

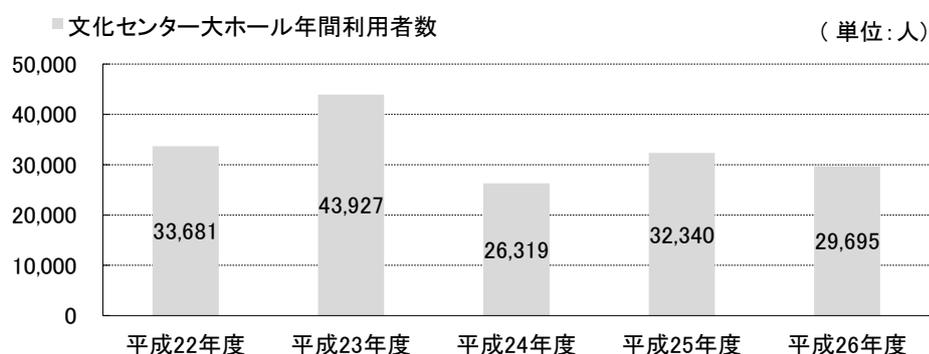
めざす姿

- 芸術・文化の鑑賞機会が増えています。
- 芸術・文化活動を実践する住民が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
文化センターでの文化芸術事業開催回数	82回／年	90回／年
芸術・文化活動が充実していると思う住民の割合（注）	36.5%	40%

（注）平成27年総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の充実

芸術・文化に身近にふれることができる心豊かなまちづくりに向けて、多彩な芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の提供に努めます。文化センターにおける自主文化事業を一層充実させるとともに、芸術・文化活動による広域交流を促進します。

【主要事業】

- ・自主文化事業への支援
- ・文化交流の促進

2. 芸術・文化活動の促進

住民の自主的な芸術・文化活動が活発に行われるよう、支援体制の充実、情報発信の強化などを進めます。芸術・文化活動施設の利用を促進するとともに、芸術・文化団体や指導者の育成、学習機会の提供に努めます。さらに、住民、企業、関係団体の協力を求めて、芸術・文化活動のサポート体制を強化します。

【主要事業】

- ・芸術・文化団体への助成
- ・芸術・文化団体の育成
- ・芸術・文化団体の活性化支援



7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現況と課題

本町には、社会体育館、総合運動公園、東部運動場、烏川河川運動場、グラウンド・ゴルフ場、B&G海洋センター、北部公園サッカー場などの施設があり、住民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっています。しかし、施設や設備の老朽化もみられるため、快適な利用に向けて計画的に改修を行うことが必要になっています。また、限られた財源の中で良好なスポーツ環境を提供するためには、施設の維持管理の効率化や受益と負担の適正化についても検討を進める必要があります。

また、本町では体育協会に委託し、人気の高い種目を中心として競技大会を開催するとともに、町民体育祭、スポーツ教室などを開催しています。住民相互の交流や健康増進を図るためには、これらのスポーツイベントに初心者をはじめとする幅広い住民の参加を募ることが必要です。

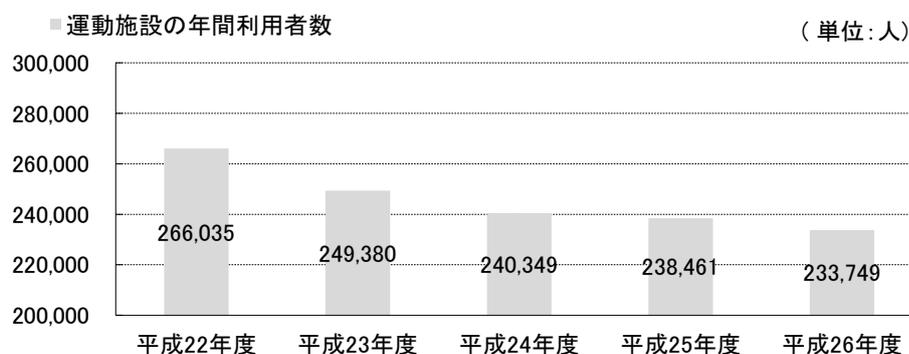
さらに、住民の多様化するスポーツニーズに応え、体力、技術などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむ環境を築くために、スポーツ振興に向けた地域の組織体制を整えるとともに、指導体制の強化を図ることが求められています。

めざす姿

- 定期的にスポーツに取り組む住民が増えています。
- 身近な場所で手軽にスポーツ活動を楽しめる環境が整っています。
- 地域や民間が主体となってスポーツ活動を支えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
スポーツ・レクリエーション活動（各種教室）の年間開催数	38回	40回
運動施設の年間利用者数	227,296人	234,150人
地域クラブ数	46団体 814人	50団体 1,000人



施策の内容

1. 生涯スポーツの普及

住民の健康づくりや交流に向けて、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携して、スポーツ教室やスポーツ大会を開催します。講習会や研修会を通じて、指導者の育成に努めるとともに、スポーツボランティアを活用して、スポーツ・レクリエーション活動を活性化させ、定期的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ住民を増やします。

【主要事業】

- ・スポーツ教室の開催
- ・スポーツ大会の開催

2. スポーツ・レクリエーション施設の充実

スポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境を住民に提供するため、運動施設の整備・充実に努めます。さらに、老朽化施設・設備については、計画的に改修を行い、住民が気持ちよくスポーツを楽しむことができる施設へ改善します。

【主要事業】

- ・スポーツ施設の改修
- ・スポーツ設備・用具の更新

3. スポーツ・レクリエーション事業の推進

生涯にわたりスポーツ活動に楽しむライフスタイルの普及に向けて、広報やインターネット等を通じて情報提供に努めるとともに、地域に根ざしたスポーツ活動を推進します。

また、体育指導者の派遣、町民体育祭の開催、各種大会の開催などを通じて、施設の利用促進及び競技技術の向上に努めます。

【主要事業】

- ・町民体育祭の開催
- ・指導者の研修機会の充実



Ⅲ. 自然・環境・安全分野

豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち

1 河川・水辺環境の保全

現況と課題

本町は、利根川、烏川、滝川などの豊かな水辺環境に恵まれています。河川敷には自然林が残り、多様な生物の生息環境となり、貴重な自然資源となっています。

また、利根川及び烏川の河川敷には、東部スポーツ広場公園、岩倉自然公園、県営ゴルフ場、サイクリングロードなどがあり、住民の憩いの場として親しまれています。

今後も「玉村町緑の基本計画」に基づいて河川緑地の整備を進めるとともに、不法投棄の防止、ペットの飼育マナーの向上などを図り、快適な水辺環境の維持に努める必要があります。

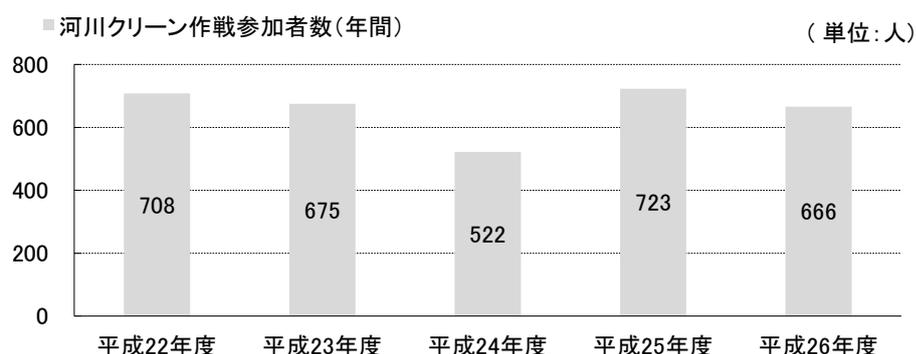
さらに、滝川については、住宅地を流れる河川であり、快適な環境づくりに向けた取り組みが必要になっています。下水道の整備、工場排水の監視強化、ごみ投棄の防止などを進めて水質浄化や環境美化に努めるとともに、河川沿いの緑化を進め、美しい散策路を創出することが求められています。

めざす姿

- 自然公園の有効活用事業が進んでいます。
- 良好な水辺環境が形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
岩倉自然公園の有効活用事業	6回／年	8回／年
河川クリーン作戦参加者数（年間）	574人	800人



施策の内容

1. 河川緑地の整備

住民が自然とふれあい、なおかつレクリエーションの場として活用することができるよう、「玉村町緑の基本計画」に基づき、河川敷の公園整備を進めます。さらに、水辺環境の維持整備や有効的な利用を促進します。

【主要事業】

- ・板井根石公園及び岩倉自然公園の整備
- ・水辺環境の利用の促進

2. 水辺環境の保全と美化・緑化

本町の生態系を支える水辺環境を守るため、利根川・烏川をはじめとする水辺環境にある貴重な自然樹林地を保全します。

また、市街地を流れる滝川の景観を一層潤いあるものとするため、周辺住民との協働により河川沿いの美化及び緑化に努めます。

【主要事業】

- ・水辺環境の自然樹林地の保全
- ・河川沿いの美化及び緑化の推進



2 公園・緑地の充実

現況と課題

本町では、北部公園、板井根石公園、五料公園などの公園を整備するとともに、地域の要望に基づいた、官民協働による公園整備を進めてきました。平成27年3月末現在、都市公園面積は27.3ha、住民1人当たり7.3㎡/人、町立公園全体では、面積34.3ha、住民1人当たり9.2㎡/人となっています。本町は、利根川や烏川の河川緑地を抱えており、公園・緑地に恵まれた環境にあります。さらに、良好な住環境の形成や防災機能の向上に向けて、市街化区域及び既存集落への公園配置を進めるとともに、既存公園の効率的な維持管理に努めることが求められています。

また、町内の公園・緑地の利用を促すため、歩道の整備、沿道緑化などを推進し、緑の回廊で公園・緑地をつなぐことが必要です。

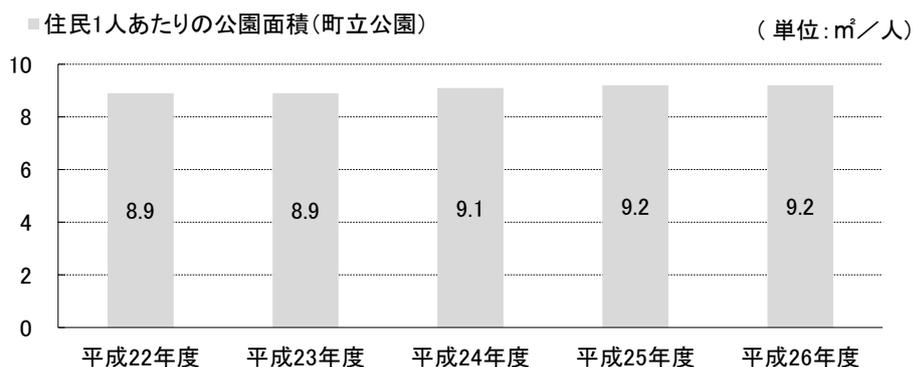
本町は都市化の進行に伴い、田園風景が減少しています。緑豊かなまちを維持するためには、市街地などに公園・緑地を整備するとともに、大木・名木の保全、屋敷林・社寺林などの伝統的緑の保全、生垣などによる緑の創出を図ることが必要です。緑化に対する意識を高め、住民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな潤いのあるまちづくりを実現していくことが重要です。

めざす姿

- 地域特性に応じて公園・緑地が適正に配置され、緑豊かな環境が形成されています。
- まちの公園や緑地が緑の回廊で結ばれています。
- 緑化に対する住民の関心が高く、地域の緑化活動が広がっています。
- 公園・緑地の効率的な維持管理や地域との協働による維持管理が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
住民1人当たりの公園面積（町立公園）	9.2㎡	9.5㎡
東毛広域幹線道路の桜維持管理	317本	361本
緑化愛護団体登録数	13団体	16団体
地域住民との協働管理公園箇所数	17箇所	32箇所



施策の内容

1. 公園・緑地の整備

安全で快適な公園を提供するため、定期的に施設の安全点検を行い、老朽化した遊具や設備の更新を進めます。また、今後は地域の状況に応じて公園緑地などの緑のスペースの創出に努めます。

【主要事業】

- ・ 定期的な施設の安全点検
- ・ 老朽化した遊具・設備の点検と更新
- ・ 地域特性に応じた緑地スペースの創出

2. 緑のネットワークの形成

サイクリングロード又は幹線道路を緑化させることで主要な公園や緑地を結びつけ緑のネットワーク化を目指します。

【主要事業】

- ・ 幹線道路の緑化の推進

3. 緑化の推進

緑豊かな住環境の創出に向けて、住宅、事業所、公共施設などの緑化を進めます。緑化意識の向上に努めるとともに、種苗の配布、緑化愛護団体などへの支援を進め、緑の回復を図ります。

【主要事業】

- ・ 緑化意識の向上
- ・ 多様な緑化活動の推進

4. 協働による公園・緑地の維持管理

地域の子どもたちが安心して遊ぶことができ、地域の住民が身近な憩いの場として利用できるよう、地域との協働や民間による維持管理を進めます。

【主要事業】

- ・ 協働、民間による維持管理の推進

3 環境保全・環境共生の推進

現況と課題

本町の自然環境の中心は、利根川や烏川の河川緑地、屋敷林等の緑地です。特に利根川と烏川の河川緑地は保安林区域に指定され、自然樹林が残されています。河川敷や中州は、野生生物の生息環境を提供するとともに、良好な水辺の景観を支えています。町内に生息する動植物の種類や個体数の維持のため、住民や関係機関と連携して、貴重な自然環境の保全に努めることが求められています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化などが進行し、地球環境問題が徐々に深刻化しつつあります。特に地球温暖化は異常気象などを引き起こし、農作物の収穫にも影響を与え、身近に実感できる問題になりつつあります。本町としても、地球温暖化防止実行の一員として、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。環境に優しい社会を築くため、環境教育を充実させるとともに、省エネルギーや自然エネルギーの活用積極的に取り組むことが求められています。

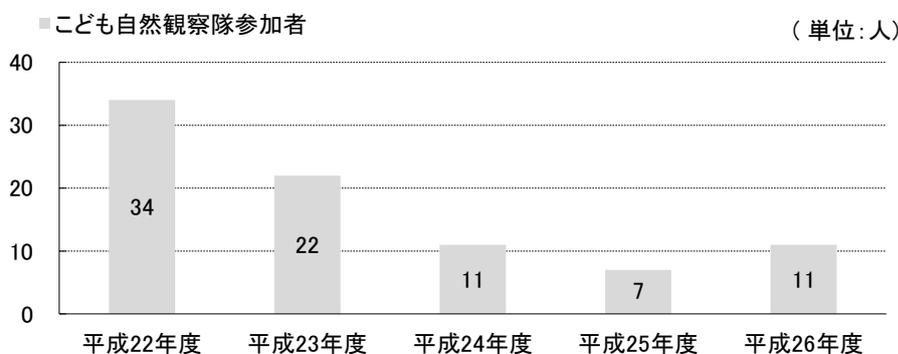
本町では、「玉村町環境基本計画 2011～2020」を策定しており、この計画に沿って、住民、企業、環境関連団体と連携し、環境保全活動と環境負荷を軽減するライフスタイルの普及を図っていく必要があります。

めざす姿

- 環境に対する意識が高まり、多彩な環境保全活動が実施されています。
- 省エネや自然エネルギーの活用に伴い、町内の温室効果ガスの排出削減が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
環境活動実施団体数	2 団体	5 団体
新エネルギー設置年間件数（太陽光発電）	87 件／年	72 件／年



施策の内容

1. 環境保全活動の推進

町内の貴重な自然環境を保全するとともに、環境に優しいライフスタイルや社会を実現するため、関係団体と連携して環境保全活動を推進します。環境基本計画の普及・推進を図るとともに、小中学校における環境教育や体験学習の充実を環境関連団体と連携して進めます。

【主要事業】

- ・ 環境基本計画の推進
- ・ 環境保全に関する情報提供、相談体制の充実
- ・ 環境教育、体験学習の充実
- ・ 環境活動実施団体数の拡大及び連携強化

2. 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に努めます。家庭や事業所の協力を求めて、太陽光などの自然エネルギーの活用を促すとともに、省エネ設備の普及を図ります。

【主要事業】

- ・ 太陽光発電システムの設置促進
- ・ 省エネ設備の普及促進



4 生活環境対策の充実

現況と課題

本町の生活環境の維持・向上のため、騒音や大気汚染などの発生源対策、不適切な焼却処理の防止などを進める必要があります。河川水質の維持・向上についても、公共下水道事業を推進し、家庭などからの未処理雑排水の流入を防ぐことが求められています。快適な生活環境の形成に向けて、公害監視機能や公害発生源対策を充実させるとともに、苦情に対する相談・指導体制を強化する必要があります。

また、河川敷、道路、用排水路などにごみが不法投棄されていることがあります。タバコや空き缶をはじめとするごみのポイ捨てのない美しいまちにするため、マナー向上を促すとともに、住民や地域団体と連携して環境美化活動を進めることが必要です。悪質なごみの不法投棄については、地域や警察と連携して、監視体制を強化することが求められています。

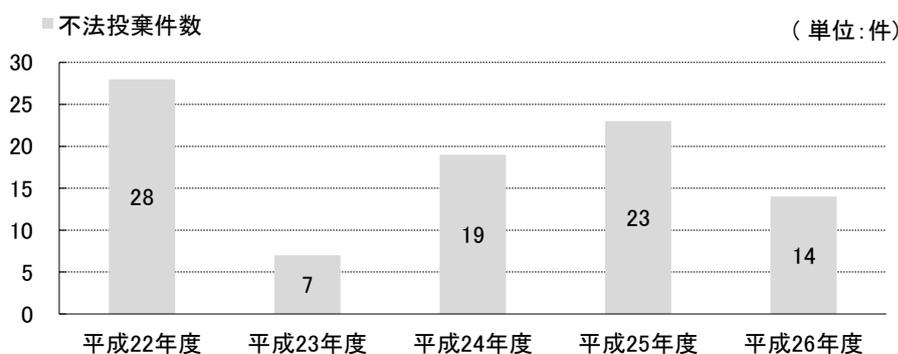
さらに、近年はペットの飼育マナーが低下しており、周辺住民とのトラブルとなることも見受けられます。関係団体と連携してペットに対する飼育マナーの指導を充実し、快適な環境づくりに努める必要があります。

めざす姿

- 公害のない良好な生活環境が維持されています。
- ごみのポイ捨てや不法投棄のない清潔なまちが維持されています。
- ペットの飼育マナーが向上しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
公害苦情件数	26件	24件
不法投棄発生件数	14件	12件
野犬の捕獲件数	25件	24件



施策の内容

1. 快適な生活環境の形成

快適な生活環境を維持するため、不適切な焼却処理の解消に努めるとともに、県と連携し、工場などから排出されるガス、排水に対する監視・指導体制を強化します。また、未処理生活排水の河川流入を減少させるため、下水道の整備、下水道への接続促進を進めます。

【主要事業】

- ・適切な焼却処理の推進
- ・環境監視・環境測定体制の強化
- ・下水道接続に向けたPR活動

2. 環境美化活動の推進

ごみのない美しいまちを実現するため、住民や事業者とともに清掃活動や不法投棄の監視活動を行います。道路や河川の清掃事業を推進するとともに、住民や事業者とともに清掃活動、草刈り、植栽活動などを展開し、環境美化に努めます。また、ポイ捨てについては県条例に基づき適切な指導を行います。

【主要事業】

- ・河川・公園の清掃活動
- ・不法投棄パトロール
- ・緑化運動の充実

3. ペットの飼育マナーの向上

近隣に対する迷惑防止と清潔な歩行者空間の維持に向けて、ペットの飼育マナーの改善を促します。飼主に対する意識啓発、適切な飼育と動物愛護に向けたペットの飼育マナーの徹底を図ります。

【主要事業】

- ・飼育マナーのPR活動
- ・ペットトラブル相談体制の充実
- ・飼育犬の登録及び狂犬病予防注射接種の徹底

5 廃棄物処理・活用体制の充実

現況と課題

本町におけるごみ収集は、一般可燃ごみ、資源物、不燃物の3種類について行っており、粗大ごみについては、住民がクリーンセンターへ直接搬入しています。町内には、約650箇所の可燃ごみステーション、約600箇所の不燃・資源ステーションがあり、効率的な収集を行っています。平成26年度の本町のごみ排出量は、一般ごみ（一般可燃ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ）10,177トン、事業系ごみ2,874トンで、総排出量は13,051トンとなっており、ごみの排出量はほぼ横ばい傾向にあり、今後も、ごみ分別の徹底やごみを出さないライフスタイルを住民に促し、ごみ減量化に努める必要があります。

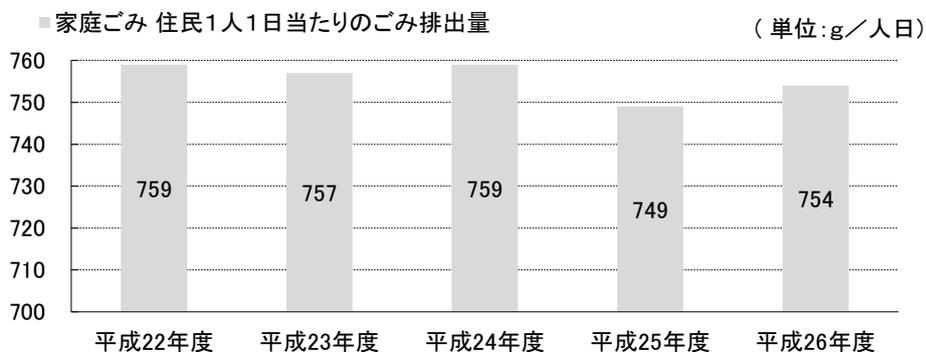
可燃ごみは、クリーンセンターにおいて焼却処分をしていますが、施設の老朽化が進んでいます。安全で安定したごみ処理体制の維持に向けて、計画的な改修を行う必要があります。資源物については、8種類に区分し、ビン・カンがクリーンセンター併設のリサイクルセンターで細分別を行い、その他の資源物は、収集後に直接事業者へ引渡し、資源化を行っています。資源化率の向上に向け、対象物の拡大、収集方法の改善などが求められています。

めざす姿

- 家庭や事業所から排出されるごみの量が減少しています。
- 資源化量が増えています。
- 安全で安定したゴミ処理体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
家庭ごみ 住民1人1日当たりのごみ排出量 （一般可燃ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ）	754 g	745 g
資源物年間資源化量（集団回収含む）	1,760 t	1,860 t



施策の内容

1. 適切なごみ処理の推進

ごみ焼却による環境負荷の抑制、ごみ処理施設の延命化などに向けて、分別収集の徹底、ごみ排出抑制を促します。環境教育や意識啓発を充実させるとともに、生ごみや枝木の堆肥化・チップ化を進めて、住民や事業者に対してごみを減らすライフスタイルを促します。

【主要事業】

- ・分別収集の徹底
- ・生ゴミ処理機の設置促進
- ・枝木粉碎機の設置促進

2. リサイクルの推進

資源循環型社会の構築に向けて、企業や関係団体と連携したリサイクル活動を広げ、資源物の拡大、回収拠点や回収体制の充実を図ります。さらに、リサイクルに関する情報提供、集団回収への支援などを進め、資源物の回収量を増やします。

【主要事業】

- ・リサイクルに関する意識の啓発
- ・ざつがみ回収事業の実施

3. 安全で安定したごみ処理体制の充実

安全で安定したごみ処理を継続して行うため、クリーンセンターの老朽化した施設の更新を行うとともに、長期的・広域的視点から、将来に向けたごみ処理体制のあり方を周辺自治体と研究・検討します。

【主要事業】

- ・クリーンセンター老朽施設更新 施設維持管理

6 防災対策の充実

現況と課題

本町ではこれまでに大規模な災害は発生していません。しかし、大地震や風水害などの自然災害から住民の生命と財産を守るため、防災対策を整えておく必要があります。

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、公共施設の耐震化や不燃化を図るとともに、公園や緑地を適正に配置するなど、災害に強い都市づくりを計画的に進める必要があります。

実際に災害が発生した場合には、「玉村町地域防災計画」に基づき、適切な対応を行う必要があります。災害時の混乱を回避し、安全かつ迅速に避難行動がなされるよう、住民に対して、災害に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、平時から防災訓練への参加を促す必要があります。さらに、自主防災組織の結成、地域ごとの防災拠点の整備など、きめ細かい仕組みを整えることが求められています。

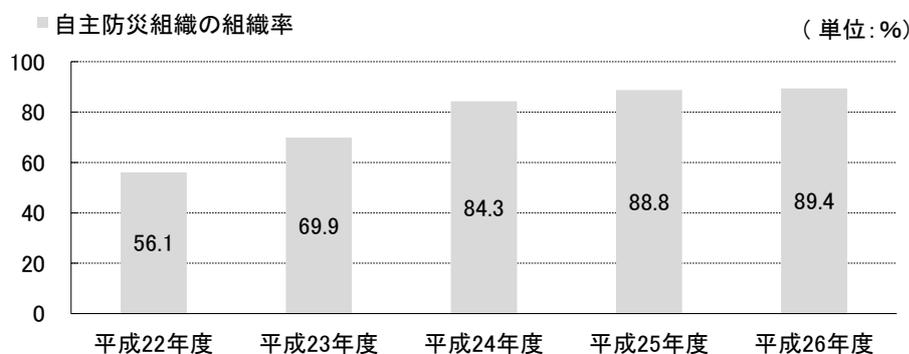
大規模な災害は、町単独では対応できない場合も想定されるため、近隣市町村や民間事業所と災害時応援協定を締結し、広域的な防災体制を形成する必要があります。

めざす姿

- 建築物の耐震化が進んでいます。
- 住民それぞれが高い防災意識を備え、地域の防災体制の強化が進んでいます。
- 災害時の相互支援に向けた幅広い協力体制がなされています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
避難所の耐震化率	95.9%	98%
自主防災組織の組織率	89.4%	100%
民間企業との災害時応援協定数	11社、2組合	15社、2組合



施策の内容

1. 建築物の耐震化の推進

災害による被害を最小限にするため、公共施設の耐震化、民間建築物の耐震化・不燃化を進めます。

【主要事業】

- ・ 公共施設の耐震化
- ・ 民間建築物の耐震化等への支援

2. 地域防災体制の強化

地域防災体制の強化に向けて、防災意識の啓発、防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成や地域単位の防災訓練を実施します。さらに、防災資機材・災害用備蓄物資の充実、避難場所の確保、防火水利の拡充に努め、より安全なまちを築きます。

また、高齢者や外国人を含む全住民に災害関連情報が迅速に伝わるよう、本町に適した防災情報システムを構築します。

【主要事業】

- ・ 防災知識の普及
- ・ 自主防災組織の育成、防災訓練の充実
- ・ 防災資機材・災害用備蓄物資の充実
- ・ 災害情報収集・伝達手段の整備

3. 災害時の相互支援体制の充実

近隣市町村や民間事業所との間で災害時応援協定を締結し、災害時の食糧提供などの相互支援体制を整備します。

【主要事業】

- ・ 多様な相互支援の仕組みづくり

7 消防体制の充実

現況と課題

本町では、伊勢崎市に常備消防事務を委託しています。伊勢崎市消防本部には5箇所の消防署があり、その一つが玉村消防署として町内に配置されています。本町の火災発生件数は伊勢崎市管内では少なく、平成26年の火災発生件数は15件であり、過去5年間は10～15件/年の火災が発生しています。しかし、市街地の拡大や工場進出などに伴い、大規模火災の危険も懸念されるため、消防体制を強化することが求められています。さらに、一部の消防施設や消防機材は老朽化しており、更新を図ることが必要になっています。

また、町内には、玉村町消防団が組織され、火災予防、消火・救助などの活動を支えています。玉村町消防団は10分団からなり、155人の団員と10台のポンプ車を備えています。しかし、最近では団員の確保が困難になるとともに、組織強化と装備充実が求められています。

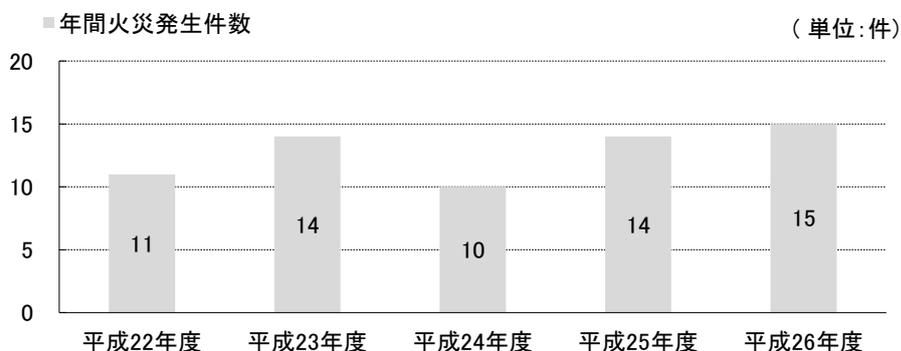
火災の発生を未然に防止するためには、消防署、消防団、女性防火クラブなどと連携して、火災予防知識や火災警報器の設置を普及することが必要です。さらに、消火水利の整備、自主防災組織の育成などを通じて、地域の防火体制を充実させることが求められています。

めざす姿

- 火災予防が浸透し、火災発生件数が減少しています。
- 火災に迅速に対応できる地域消防体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
年間火災発生件数	15件	9件
消防団員数	155人	155人



施策の内容

1. 火災予防の充実

火災の未然防止に向けて、消防署、消防団、女性防火クラブと協力して、火災予防知識の普及、火災予防パトロール、設備の点検など進めます。さらに、住宅に対する火災警報器の設置を促し、火災の危険軽減を図ります。

【主要事業】

- ・火災予防パトロールの充実
- ・火災警報器の設置促進

2. 消防・救急体制の充実

消防体制の強化に向けて、消防機材を充実させるとともに、消防団員や女性防火クラブの組織強化を図るとともに、消防施設や車両を計画的に更新し、複雑化・大規模化する火災に迅速に対応できる体制を整えます。さらに、消防水利の充実を図り、地域レベルの消防力の向上を図ります。

また、救急体制については、救急車両の整備や装備の充実を図ります。

【主要事業】

- ・消防団員の確保
- ・消防施設の改修
- ・新型消防車両の導入
- ・消火栓、防火水槽の整備



8 防犯体制の充実

現況と課題

本町は、伊勢崎警察署管内にあり、町内には玉村町交番があります。本町の平成26年の刑法犯認知件数は268件であり、近年は減少傾向にあります。群馬県内、伊勢崎署管内の刑法犯認知件数も減少傾向にあり、防犯対策の成果がうかがえます。

伊勢崎署管内の刑法犯認知件数の内訳は、空き巣・車上あらしなどの窃盗犯が約7割を占めており、防犯知識の普及に努めるとともに、住宅に対する防犯対策の強化、防犯灯の設置などを進めることが求められています。

一方、県内の刑法犯認知件数が減少する中で、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、地域、防犯団体などと連携して、事件の未然防止に努めることが必要です。

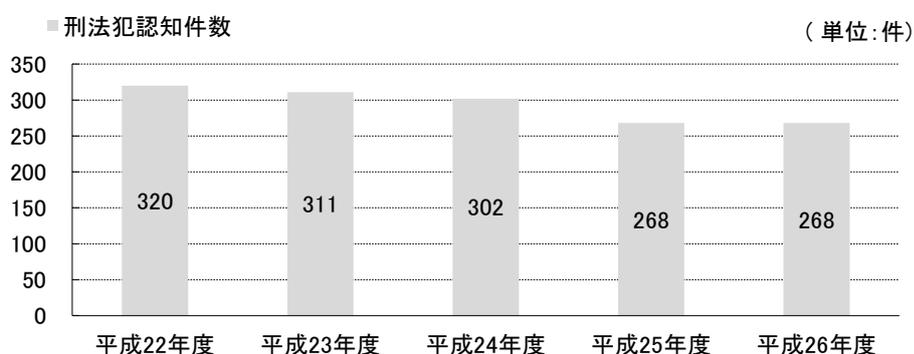
また、全国的に見ると、幼い子どもや女性を狙った凶悪犯罪も発生し、社会に不安が広がっています。保育所、幼稚園、小中学校などの防犯体制を強化するとともに、様々な関係者が協力して地域の防犯活動に取り組み、犯罪のない安全で安心できる社会を築くことが求められています。

めざす姿

- 防犯に関する意識が高まり、防犯活動ボランティア団体が増えています。
- 地域の防犯体制が強化され、犯罪発生件数が減少しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
防犯活動ボランティア団体数	9 団体	13 団体
刑法犯認知件数	268 件	240 件



施策の内容

1. 防犯意識の啓発

空き巣や振込め詐欺といった身近な犯罪の防止に向けて、防犯知識や犯罪に狙われにくい暮らし方を普及し、防犯意識の向上に努めます。さらに、警察や防犯活動団体と協力して防犯診断や防犯キャンペーン活動などを定期的実施し、住民や事業者の防犯対策のレベルアップを図ります。

【主要事業】

- ・ 防犯講習会の開催
- ・ 防犯診断事業の実施
- ・ 防犯PR活動

2. 防犯体制の強化

住民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちの実現に向けて、防犯灯の増設、防犯メールの普及などを進めます。さらに、防犯活動団体や区と協力して、青色防犯パトロールの強化、子ども安全協力の家の普及などを通じて、地域と連携した防犯体制を強化します。

【主要事業】

- ・ 防犯灯の設置促進
- ・ 街頭防犯カメラの設置促進
- ・ 防犯メールの普及
- ・ 青色防犯パトロール
- ・ 子ども安全協力の家



9 交通安全対策の充実

現況と課題

本町における交通人身事故発生件数は、以前は年間320件前後で推移していましたが、平成26年は273件でした。また、群馬県全体の交通人身事故発生件数も平成16年をピークに毎年減少傾向にあります。交通事故のない安全なまちを築くため、交通安全対策を強化し、交通事故の防止を図る必要があります。

また、県内の交通事故死亡者は、高齢者の割合が高く5割を占めています。歩行中や自転車利用中に死亡事故に遭う割合が高く、高齢者に対する交通安全対策を充実させる必要があります。

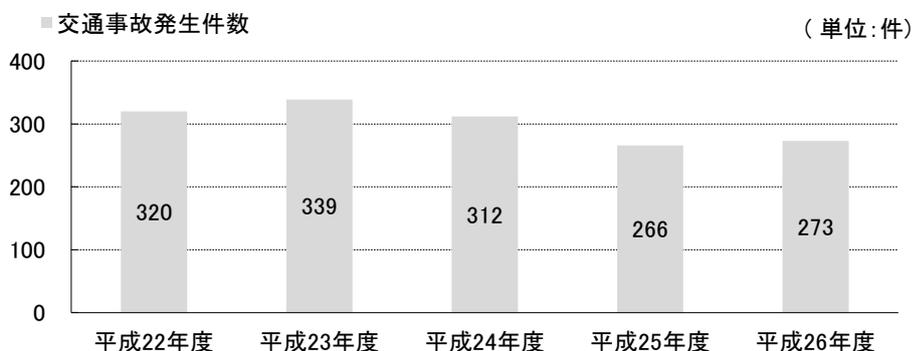
すべてのドライバーが、生命の尊さと交通事故の悲惨さを深く心にとどめ、思いやりと譲り合いの気持ちを持って運転するよう、交通ルールの遵守を呼びかけることが必要です。また、本町では東毛広域幹線道路が全線開通し、町内の通行量が増加していることから、子どもや高齢者などを対象とした交通安全教育を充実させることが必要です。さらに、歩道整備、道路改良、交通安全施設の設置などを通じてより安全な交通環境を整え、交通事故の発生を防ぐことが求められています。

めざす姿

- ドライバーや歩行者の交通安全意識が高く、交通ルールやマナーを守っています。
- 交通安全施設が充実して、高齢者や子どもの交通事故が減少しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
交通事故死亡者数（年間）	0人	0人
交通事故発生件数（年間）	273件	230件



施策の内容

1. 交通安全意識の向上

交通事故の防止に向けて、警察、交通指導隊、交通安全協会などの関係機関と連携して、住民の交通安全意識の向上を図ります。さらに、交通事故から子どもや高齢者を守るため、交通安全教室の開催、高齢者ドライバーの認知機能検査の受診促進などを進めるとともに、町内を通過する車両に対して街頭指導を行い、安全運転を促します。また、スピード違反、駐車違反などの取締り強化を警察署に要請し、交通事故の未然防止に努めます。

【主要事業】

- ・ 街頭指導や啓発用チラシの配布
- ・ 子ども及び高齢者への交通安全教室の開催
- ・ 認知機能検査のPR
- ・ 交通違反の取締り強化の要請

2. 交通安全施設の充実

歩行者の安全確保や車両の安全な通行に向けて、歩道や道路の整備・改良を進めるとともに、危険箇所への交通安全施設の整備・改善を推進します。さらに、確認しやすい信号機の設置、視覚障がい者や高齢者の安全を守るバリアフリー型信号機の設置を警察署に要請します。

【主要事業】

- ・ 歩道の整備
- ・ カーブミラー、ガードレール、道路照明などの整備
- ・ 発光ダイオード式信号機への切り替え促進要請、バリアフリー型信号機の設置促進要請



IV. 産業経済分野

地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち

1 時代をリードする農業の振興

現況と課題

本町では、水稻・小麦の二毛作と野菜を中心とした農業が行われています。農業従事者は減少傾向にあるとともに、兼業農家が農家総数の7割以上を占めています。

これまで本町では、農業生産基盤整備を進め農用地の基盤整備率は99%と極めて高く、農地の面的条件は整っています。しかし、国内農業と同様に農業従事者の高齢化が進む傾向にあり、農地の貸し付けや農作業の委託を希望する農業者が増加しています。

この傾向を本町農業転換のチャンスととらえ、地域農業の担い手となる、認定農業者や集落営農組織へ優良農地を集積し、効率的な土地利用型農業の実現を支援する必要があります。また、園芸、畜産分野においては、首都圏という消費地に近い立地条件を活かし、集約的かつ高収益型農業の実現を支援します。

近年、食の安全・安心や環境に配慮した農業が求められ、消費者から信頼される農産物の生産・供給が課題となっています。消費者・市場の動向を的確に把握するとともに、流通・販売経路の充実に努め、農業経営の安定化を図る必要があります。

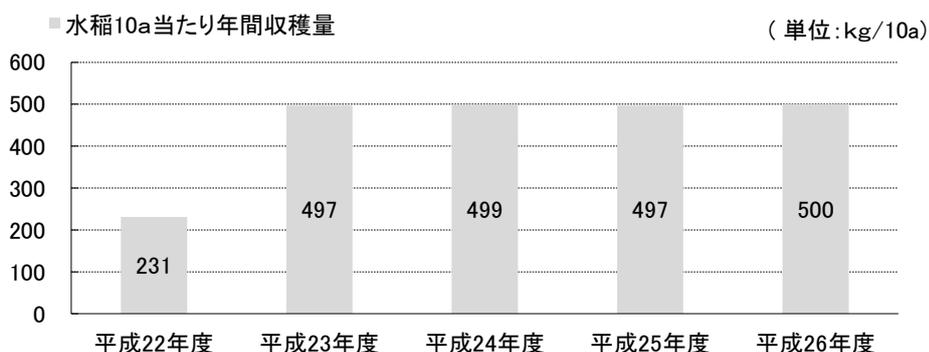
また、農業は、多面的な機能を備えていることから、環境、教育、文化など他方面の活用を進めることが求められています。農業体験、消費者との交流、地産地消の推進、また麦秋の景観の発信などを通じて、住民の農業への関心・理解を深めていくことが必要です。

めざす姿

- 町内の水稻・麦類の単位当たり収穫量が増えています。
- 農業の担い手（認定農業者や集落営農組織）に優良農地が集積されています。
- 農業が備える多面的な機能が理解され活用されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
水稻・麦類の10a当たり年間収穫量	水稻 500kg 小麦 426kg	水稻 510kg 小麦 500kg
担い手への農地集積率	48%	65%
農業体験参加者数（学校、消費者）	児童 444人 消費者 0人	児童 600人 消費者 200人



施策の内容

1. 農業生産の効率化

農業生産の効率化に向けて、農業者、農業関連団体と連携して、優良農地の保全・集約化、農作業の受委託促進、集落営農組織の強化、栽培技術の高度化などを進めます。また、農道、用水路などの農業生産施設に関して、適正な維持管理と計画的な改修を行います。

【主要事業】

- ・優良農地の保全・集約化
- ・農業生産施設の維持管理

2. 農業経営の安定化

農業経営の安定化を図るため、認定農業者の育成、集落営農組織の法人化などを進めるとともに、市場動向の的確な把握、付加価値の高い農産物の栽培、道の駅玉村宿の活用なども含めた販路の工夫などを通じて、儲かる農業に向けた取り組みを強化します。

さらに、消費者が求める安全で安心できる高品質な農作物の生産・供給に向けて、土づくりの強化、堆肥の有効活用、減農薬栽培などを進めます。

【主要事業】

- ・認定農業者の確保
- ・地産地消の推進
- ・道の駅玉村宿の活用
- ・地域ブランド化
- ・環境保全型農業の促進

3. 地域の文化・活力となる農業の振興

本町の農業は、主要産業であるとともに、地域の自然、生活、文化なども支えてきた地域社会の基盤です。稲と麦を中心とした本町の農業は、郷土の田園風景を生み出すとともに、地域の生態系を支えています。農業が備える多面的な機能の発揮に向けて、農業者、農業関係団体と連携して、優良農地の保全・管理、農村集落機能の強化、体験学習への利用、食と農業を結び付ける観光や交流活動への活用などを進めます。農業の6次産業化に取り組み、「農」に関心の高い玉村町ファンを増やして、体験移住や週末移住を促します。

【主要事業】

- ・農業体験学習の開催
- ・市民農園事業、消費者交流事業の拠点づくり

2 活力ある工業の振興

現況と課題

本町は、交通利便性に恵まれ、工業立地に適した条件を備えています。東部工業団地を中心として製造業が集積し、電子部品製造業や一般機械製造業などは、製造品出荷額や従業者数が大きい業種となっています。しかし、近年では生産施設の海外移転や省力化などに伴い、工業の従業者数は減少傾向にあります。

平成26年2月に関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジ、8月に東毛広域幹線道路が開通し、本町の交通利便性はさらに向上したことから、定住人口を増やすためにも地域経済の活性化と雇用機会の確保に向けて、企業誘致と工業用地の確保に取り組むことが求められています。

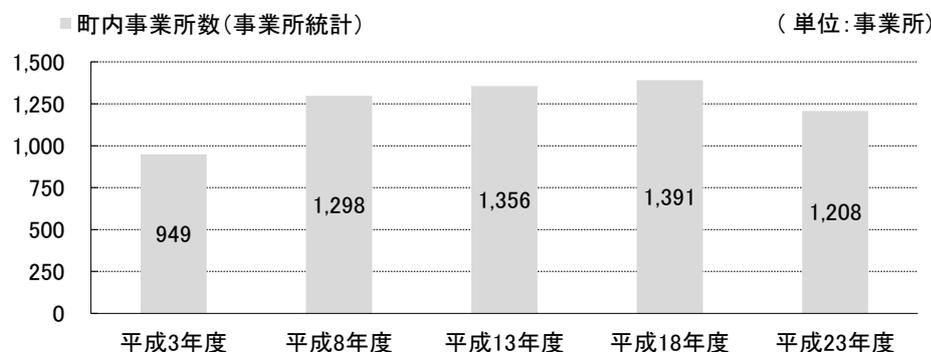
また、町内製造業の経営安定化、新規事業の展開、起業者の育成などを後押しするため、融資や技術開発などの支援体制を強化していくことが必要です。さらに、一部の地域では、住宅と工場・事業所が混在しているため、その弊害を解消し、工業の集積と良好な住環境の形成を両立させていくことが求められています。

めざす姿

- 幹線道路網の整備に伴い、企業の進出が進んでいます。
- 住工混在が解消に向かい、環境と調和した工業集積が実現しています。
- 町内事業所数を増やします。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H23年）	目標（H32年）
新規工業団地等への新規進出企業数	—	7社
町内事業所の工業団地への移転件数	—	5社
町内事業所数（事業所統計）	1,208事業所	1,220事業所



施策の内容

1. 幹線道路網整備を活かした企業誘致

東毛広域幹線道路の整備に伴い、本町の優れた交通条件を活かして、産業振興を進めます。東毛広域幹線道路の沿線地域や町内工業団地の立地の良さをPRするとともに、優良企業の誘致や育成に向けた条例を運用し、各種優遇策の実施を図ります。特に技術先端型企业や特定流通業務施設については開発許可制度を利用した誘致に努めます。

【主要事業】

- ・ 企業誘致に向けた情報発信
- ・ 企業誘致の体制強化
- ・ 企業誘致条例の運用
- ・ 開発許可制度を利用した企業誘致の推進

2. 新たな産業用地の確保

企業誘致に向けて、既存工業団地の拡張と新たな産業用地の確保を進めます。東毛広域幹線道路及び関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジ並びに北関東自動車道の前橋南インターチェンジへのアクセス性に優れ、なおかつ周辺地域との環境調和が可能な場所に、工業・物流の拠点を創出します。また、新たな産業用地については、町内市街地に立地する事業所の移転場所としても活用し、住工混在の解消に努めます。

【主要事業】

- ・ 既存工業団地の拡張
- ・ 産業用地の確保

3. 中小企業への支援

町内中小企業の経営基盤の強化、新規事業の開拓などを応援するため、経営活動を金融面から支援します。利子補給、保証料補助などの支援制度を充実させるとともに、県や商工団体と連携して、経営や技術開発に関する指導や相談体制を強化します。

【主要事業】

- ・ 利子補給、保証料補助
- ・ 経営指導者の派遣

3 魅力あふれる商業の振興

現況と課題

本町では、自動車を利用した買物が定着しており、主要地方道の藤岡大胡線沿いの商業施設に買物客が集まっています。今後、東毛広域幹線道路の利用が進み、本町の交通条件はさらに向上することから、魅力ある商業環境の形成と生活利便性の向上に向けて、商業施設の適正な立地を促進することが必要です。

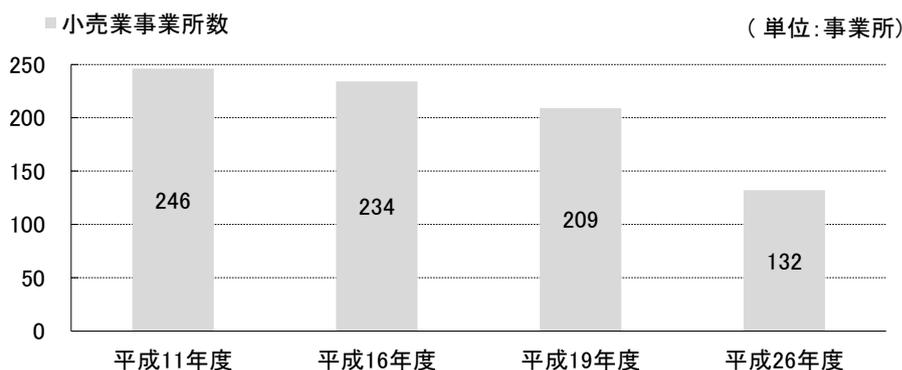
しかし、商業施設の立地は、本町の商業を支えてきた個人商店の経営に影響を与え、既存の商店街は店舗が減少しています。自動車を運転しない高齢者などにとって、最寄りの地域商業は生活に不可欠な施設であるため、品揃えが豊富で買物に便利な商業施設と地域商業との共存に向けて、意欲のある個人商店に対して支援を行うことが求められています。

めざす姿

- 高齢者や障がい者にも、買物がしやすい個人商店が増えています。
- 幹線道路を活かした、便利な商業施設が形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
小売業事業所数	127 事業所	130 事業所
買回り品の町内吸引率	14%	20%



施策の内容

1. 地域商業の活性化

高齢者をはじめとして地域住民から親しまれる身近な地域商業となるよう、大型店にはない個店の魅力づくりを支援します。農業との連携を図り、特産品の開発や地元消費の拡大に向けた取り組みを支援するとともに、駐車場や休息スペースなどの環境整備を行い、訪れる人の利便性の向上を図ります。また、商工会と連携して、経営相談や経営指導を充実させるとともに、融資や利子補給などを通じて経営面の支援を行います。

【主要事業】

- ・相談・指導体制の充実
- ・支援制度等の充実
- ・商業活動の活性化に向けた取り組みに対する支援

2. 集客力の高い商業施設の形成

東毛広域幹線道路、藤岡大胡線バイパス、斉田上之手線沿線地域などに対して、既存商店との共存を図りながら、周辺市町村からも買物客が集まる魅力のある商業施設を計画的に誘導します。

【主要事業】

- ・商業施設の計画的な誘導

3. 「eコマース」による起業支援

インターネットや通信回線を活用した電子商取引（eコマース）は、スマートフォンの普及などを背景として市場規模が拡大しています。インターネット上の「オンラインショップ」は、実店舗に比べ手軽に開業できる特徴があることから、商工会などと連携して、町内の事業者や町民の「eコマース」による起業や販路開拓を支援します。

【主要事業】

- ・オンラインショップ開業に向けた相談・指導体制の充実

4 働きやすい就業環境の創出

現況と課題

国は景気回復に向けた経済対策を実施しており、地方や中小企業においても緩やかに景気回復が進んでいます。地方では、若年層の人口減少や人口流出などの影響もあり、雇用環境は改善しつつあります。しかし、雇用形態の多様化が進み、非正規雇用の割合は増加しています。先行きが不透明な時代となり、リストラや生涯賃金の低下などの不安が募る中では、安定して働くことができる場所を提供することが重要になっています。

本町の従業者数は減少に転じており、定住人口を増やすためにも、今まで以上に産業振興、雇用機会の確保に努めていく必要があります。

高校生や大学生などの就職状況は改善していますが、中高年の再就職や障がい者の就職は厳しい状況です。このため、ハローワークなどの関係機関と連携して、求人情報の提供に努めるとともに、就業に必要な知識、技術の習得を支援することが求められています。

本町の事業所はその大部分が中小企業です。これらの企業が必要としている人材を確保することができるよう、安全で働きやすい職場環境を築き、充実した福利厚生がなされるよう、支援を行うことが必要です。

めざす姿

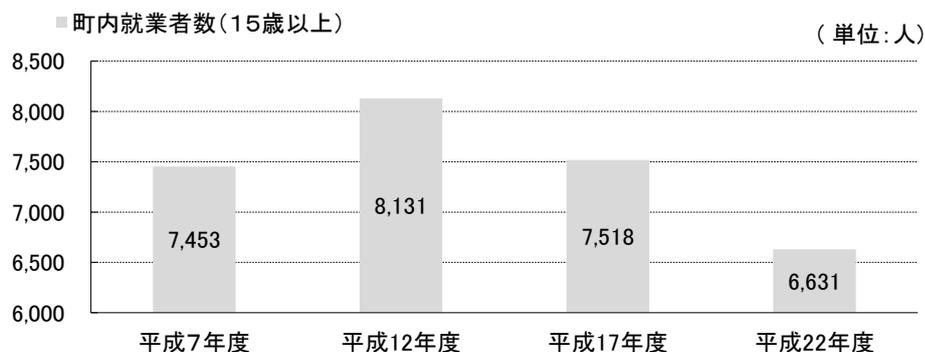
- 産業の振興が図られ、就業機会に恵まれています。
- 誰もが安全に就労できる労働環境が形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標（H32年）
町内就業者数（15歳以上）（注1）	6,631人	6,800人
働きやすい就業環境が整っていると思う住民の割合（注2）	18.9%	20.0%

（注1）平成22年国勢調査より

（注2）平成27年総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 就業支援の充実

就業機会に恵まれたまちづくりに向けて、産業振興を進めるとともに、町内の求人情報の収集・提供に努めます。また、企業に対して、女性、高齢者、障がい者の雇用を促します。さらに、再就職の支援に向けて、資格取得に向けた支援制度の創設に努めます。

また、早くから町内企業への意識を高め、関心を持ってもらえるように、中学生をはじめとした学生の就業体験機会の充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 求人情報の収集・提供
- ・ 職業相談の充実
- ・ シルバー人材センターとの連携
- ・ 学生の就業体験機会の充実

2. 働きやすい労働環境の形成

安全な労働環境の形成に向けて、企業に対して情報提供や融資制度の活用を促します。また、仕事と家庭の両立に向けて、育児休業や介護休業などの制度の周知と取得しやすい環境づくりを進めます。さらに、勤労者の相互交流に向けて、「勤労者友の会」を中心とした交流活動を実施します。

【主要事業】

- ・ 各種融資制度のPR
- ・ 休業制度の普及
- ・ 勤労者の交流促進

5 安全・安心な消費生活の確立

現況と課題

日常生活の利便性が向上し、消費者は様々な商品やサービスを得ることができるようになりました。しかし、悪徳商法は増加し、消費者トラブルも多様化しています。消費者の被害を未然に防止するため、消費者トラブルに関する情報提供を充実させるとともに、被害にあった消費者を守るため、平成22年4月に開設した消費生活センターを中心とした相談体制を充実させることが必要になっています。

また、食品の安全性や環境に優しい消費行動に対する関心が高まりつつあり、商品に関する正しい情報の提供や、健康面や環境面に関する正しい知識を消費者に分かりやすく伝えることが求められています。

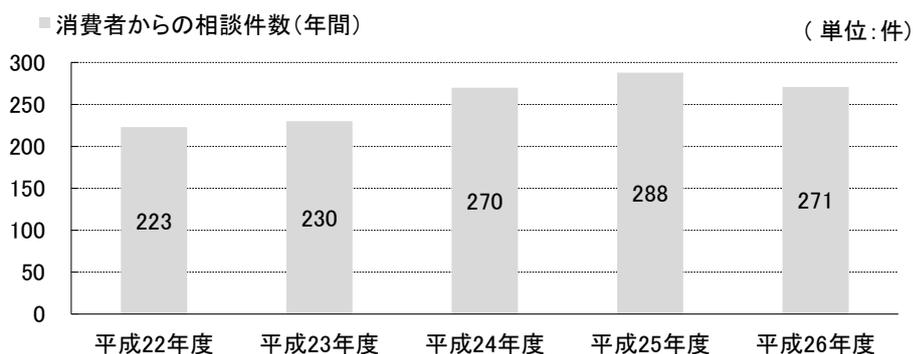
インターネットや通信販売などが普及する中で、消費者、消費関係団体、行政が連携して消費者保護対策に取り組み、安心できる消費生活を実現します。

めざす姿

- 消費者育成体制が整っています。
- 消費者トラブルに対する相談体制が整い、消費生活センターの活用が拡充しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
消費者育成講座（年間開催数）	11回	12回
消費者からの相談件数（年間）	271件	300件



施策の内容

1. 消費生活に関する情報提供・消費者意識の啓発

消費者トラブルの未然防止に向けて、消費者トラブルに関する情報提供や、商品の契約に関する正しい知識の普及に努めます。広報、パンフレットなどを通じた注意喚起や消費者セミナーを通じた意識啓発を行い、自立した消費者の育成を目指します。また、環境に優しい社会の実現に向けて、環境負荷の少ない商品の購入など、環境に配慮した消費行動の普及に努めます。

【主要事業】

- ・消費者トラブルに関する情報提供
- ・消費者セミナーの開催
- ・エコ活動の普及

2. 消費者被害への対応の充実

複雑・多様化する消費トラブルに適切に対応するため、消費生活センターを中心とした消費生活相談体制を充実させます。また、振り込め詐欺や悪徳商法に巻き込まれる高齢者なども見られることから、県、警察や弁護士会などと連携して、被害者救済に向けた体制づくりを進めます。

【主要事業】

- ・消費者相談体制の充実
- ・被害者救済体制の構築

6 観光による地域振興

現況と課題

本町は江戸時代に倉賀野と日光を結ぶ日光例幣使道の宿場町として栄え、歴史資産が県道142号沿線を中心に点在しています。また、各地域では昔から伝わる神事やお祭りなど伝統的な行事も行われています。

本町も含めた利根川中流域は利根川、烏川、神流川などの合流点が集中し、「水辺の十字路」と呼ぶにふさわしい地域で、特に本町の五料地区には水にかかわる多様な文化が残っています。

さらに、年々人気が高まっている「たまむら花火大会」には、県内外を問わず多くの方が訪れ、夏の到来を告げる風物詩として定着し、本町の知名度を高める観光資源になっています。

観光には魅力的な「食」の存在が不可欠です。このため農業者や商工業者を中心に地域資源を活用した特産品開発を支援するとともに、来訪者への観光情報の発信や、地産農畜産物や特産品を提供する「道の駅玉村宿」等を交流拠点として活用することが必要です。

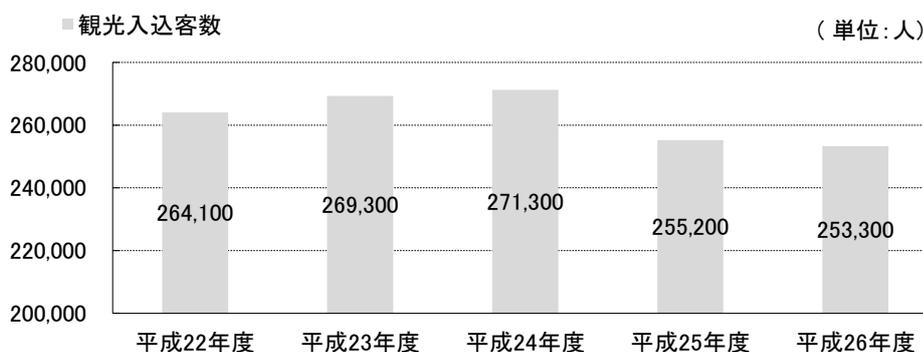
富岡製糸場の世界遺産登録を契機として、群馬県への観光客は増加しており本町へ引き込むことが望まれます。本町の住民が愛着と誇りをもつ様々な資源に観光資源としての魅力を付加し、町外へのPR活動をはじめ、観光客の受け入れ体制を整え、観光地としての整備が求められています。

めざす姿

- 観光振興に向けた環境が整っています。
- 町外からの観光客が増えています。
- 観光地としての整備が進み、消費額が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
観光協会等の組織化	—	組織化済
観光入込客数	580,000人	700,000人
観光消費額	1,400,000千円	1,600,000千円



施策の内容

1. 観光振興に向けた環境づくり

観光資源の発掘や魅力アップに向けて、長期的視点に基づいた計画を策定するとともに、観光振興に向けた組織体制を強化し、観光客を迎えるための環境を整えます。さらには、自然資源、歴史・文化資源、農業などの産業資源を再評価し、保全・修復・再生などによって観光資源としての魅力を高め、首都圏等の都市住民を引きつける観光資源化を進めます。

【主要事業】

- ・魅力ある観光事業実施のための観光ビジョンの策定
- ・観光協会をはじめ観光資源づくり研究会などの組織化と運営
- ・地域資源の再評価と観光資源化、観光客受け入れ体制の整備
- ・道の駅のPR機能の強化及び交流拠点づくりの促進

2. 魅力あるイベントの開催

花火大会や体験農業などの内容を工夫し、町外からの見学者や参加者を集める魅力あるイベントを開催します。また、本町の独自性を活かしたイベントを開発するとともに、観光商品としての整備を図り、質の高いイベントに発展させて、集客力や知名度の向上を図ります。あわせて、四季の行事、イベントなどに関する情報発信を強化します。

【主要事業】

- ・集客力のある花火大会の開催
- ・新たなイベントの開発
- ・ホームページ等によるPR、情報発信の強化

3. 来訪者の消費拡大への工夫

イベントなどを通じて本町に立寄る来訪者が、町内で飲食や買物をするよう、魅力あるメニューや商品の開発を促します。農業者、商工業者、住民が連携し、本町の農産物を活用したB級グルメや特産品づくりを進め、地域経済に貢献する観光振興を進めます。

【主要事業】

- ・飲食店の新メニュー開発への支援
- ・町内の農産物を活用した料理コンテスト
- ・特産品づくり
- ・道の駅玉村宿での特産品の販売

V. 都市基盤分野
コンパクトで利便性と快適性が高いまち

1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進

現況と課題

本町では、市街化区域が約 353 h a、市街化調整区域が約 2,225 h a です。平成 27 年 1 月末現在の地目別面積は、宅地が約 733 h a、農地が約 993 h a であり、両者で全体の約 67% を占めています。本町では、平成 3 年の線引き時に、市街化区域よりも市街化調整区域において数多くの農地転用が行われ、農地の宅地化が進みました。このため、市街化調整区域内に多くの住宅地が形成され現在に至っています。

秩序ある土地利用と効率的な地域経営を実現するためには、市街化区域では土地利用の高度化に向けて人口集積を促す都市計画を進めることが必要です。本町の人口は、今後、減少に転じる可能性があります。持続可能な都市の形成と転入者促進に貢献する生活しやすいまちづくりに向けて、時代の転換期にふさわしい都市計画が求められています。

一方、市街化調整区域においては、良好な自然環境や農地の保全を図るとともに、スプロール化の防止などが求められています。

また、東毛広域幹線道路の整備、関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジの開設などの社会環境の変化に応じたまちづくりを推進していく必要があります。

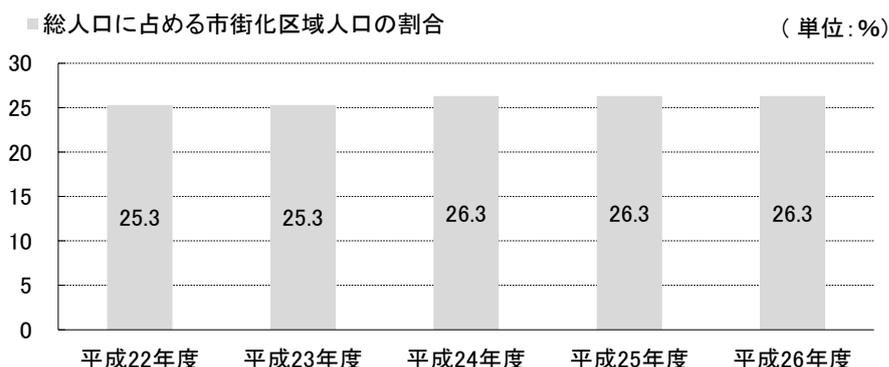
特に幹線道路の沿道地域には、開発需要が高まることが予想されます。本町に対して産業集積や転入者増加が促進されるよう、環境及び農業との調和に配慮しつつ、市街化区域の拡大、工業用地の確保などを進めていくことが望まれます。

めざす姿

- 良好な農地を保全しながら、計画的に市街化区域の拡大が図られています。
- 社会環境の変化に応じて、産業・業務機能の集積を促す土地利用が進んでいます。
- 効率的な地域経営にむけて、持続可能な都市づくりが進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
市街化区域と市街化調整区域の見直し	—	見直し
東部工業団地拡張地の分譲	—	完売
総人口に占める市街化区域人口の割合	27%	29%



施策の内容

1. 秩序ある土地利用の推進

昨今の社会経済状況の変化に対応した都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランに基づいて土地利用の推進を図ります。

また、地域経済の活性化につながる新たな開発を視野に置きつつ、良好な農地の保全と機能的な市街地が両立した秩序ある土地利用の実現に向けて、市街化区域や用途地域の見直しを行います。

【主要事業】

- ・都市計画マスタープランの推進
- ・市街化区域や用途地域の見直し
- ・市街化調整区域のスプロール化の防止

2. 地域の活力を高める土地利用の推進

東毛広域幹線道路の整備に合わせて、本町への産業振興を促進する土地利用を図ります。東毛広域幹線道路の沿道地域や、関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地域の土地利用計画を推進し、商業施設、産業施設及び流通施設などの集積を促進するとともに、新たな工業用地の確保を進めます。

【主要事業】

- ・高崎玉村スマートインターチェンジ周辺関連事業の推進
- ・産業・業務集積の促進
- ・新たな工業用地の確保

3. 持続可能な都市づくりの推進

都市経営コストの効率化や低炭素社会の実現を目指して、都市構造に大きな影響を及ぼす公共施設や商業施設などの立地を適正に誘導し、地域コミュニティの維持や社会経済情勢への対応の観点に配慮しつつ持続可能な都市づくりへの転換を推進します。

無秩序な市街地の拡散を抑制し、生活を支える多様な都市機能がコンパクトにまとまるよう、都市基盤施設の優先的整備、公共施設の集約化・複合化などを通じて、都市機能の集約化を図り、中心市街地や拠点地区の形成を進めます。

【主要事業】

- ・中心市街地、拠点地区に対する都市基盤施設の優先的整備
- ・公共施設の集約化・複合化

2 魅力ある市街地の形成

現況と課題

本町の市街化区域は 353ha であり、町内の約 14%を占めています。市街化区域においては、広域幹線道路の整備などを活かして産業集積や住宅開発を促すとともに、地区計画や建築協定などを活用し、良好な住環境の形成を図る必要があります。

本町は、これまで著しい人口増加を見せてきましたが、その過程では市街化調整区域においてスプロール化が進行し、住宅地と農地の混在が生じました。市街化調整区域ではスプロール化を防止するとともに、農地など周辺環境と調和した集落形成及び低・未利用地の有効活用を促す必要があります。

また、本町では市街地とそれを取り囲むようにすばらしい田園風景が形成されています。しかし、街並みは空き地、空き店舗、駐車場などにより連続性が失われるなど統一感のない景観となっている場所もあります。一方、平成 16 年に景観法が施行され、全国的に景観計画の策定が検討されるなど景観形成に対する取り組みが始まっています。本町においても、豊かな自然環境と歴史文化を活かした魅力ある街並み・景観づくりを進めていく必要があります。ただし、景観に対する意識が低いことから、意識向上を図るための取り組みが課題となっています。

また、昨今の経済不況や高齢化、離婚率の増加に伴い、今まで以上に町営住宅の需要が高まっています。誰もが暮らしやすい町営住宅の提供に向けて、住宅の改修や建て替えの検討を進めます。

めざす姿

- 市街化区域では魅力ある街並みを備えた良好な住宅開発が進み、転入者が増えています。
- 市街化調整区域では、優れた農地や自然環境が保全され、ゆとりある集落が形成されています。
- 地域の特性を生かした景観形成が進んでいます。
- 暮らしやすい町営住宅が提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状 (H27年)	目標 (H32年)
文化センター周辺地区土地区画整理事業地内の住宅数	1戸	229戸
大規模指定既存集落の指定	—	指定
景観行政団体への移行	—	移行
町営住宅の長寿命化改修戸数	2戸	78戸

施策の内容

1. 転入者を引きつける住環境の形成

市街化区域では、ゆとりある住宅地の形成と魅力ある街並みを目指し、住宅開発の適切な誘導に努めます。また、市街化区域内にある低・未利用地に対して有効利用を図るため、各種の整備事業を導入し、都市機能が集積した生活しやすい空間づくりを進めます。

【主要事業】

- ・文化センター周辺地区まちづくり事業の推進
- ・都市計画道路の整備推進
- ・地区計画等の活用

2. 農地と調和した集落の形成

市街化調整区域においては、計画的な農地の保全に努めることでスプロール化を抑制し、良好な農地や自然環境と調和した集落の形成を目指します。ミニ開発や過小宅地の防止、市街化調整区域における地区計画等の検討を通じて、秩序ある良好な空間形成を図ります。

【主要事業】

- ・優良農地の保全
- ・地区計画等の活用
- ・大規模指定既存集落等の指定

3. 魅力ある景観の形成

住みたくなる街並みづくりや愛着のわく地域づくりを目指して、自然・歴史的景観の保全や自然・歴史的景観と調和した都市景観の形成に向けて、景観行政団体に移行し、建築協定、地区計画、緑地協定などの制度を適切に利用して、地域の特色を活かした良好な景観形成を促します。

【主要事業】

- ・自然景観の保全と活用
- ・歴史的景観の保全と活用
- ・景観意識の向上
- ・景観計画の策定

4. 暮らしやすい町営住宅の供給

誰もが安心して暮らすことができるよう、町営住宅のバリアフリー化などの改修を行うとともに、建て替えの検討を進めます。

【主要事業】

- ・町営住宅の改修

3 機能的な道路網の形成と計画的な道路維持修繕

現況と課題

本町には、高崎玉村スマートインターチェンジのほか、国道が1路線（国道354号）、主要地方道が3路線（藤岡大胡線、前橋玉村線、高崎伊勢崎線）、一般県道が1路線（綿貫篠塚線）あり、広域的交通の軸となっています。

東毛広域幹線道路の4車線化や（都）南北幹線の整備検討が進められており、今後は、これらの国県道の整備を踏まえた道路網の形成を行う必要があります。

また、町内の円滑な移動に向けて、町内の各集落を結ぶ生活道路網の整備を図るとともに、安全な道路・交通環境づくりのために、歩道の整備やバリアフリー化など、良好な歩行者空間の整備に努めることが求められています。

本町は利根川と烏川の2大河川に囲まれ、町内にも小河川や水路が多く、町が管理する橋梁は105橋ありますが、橋梁の老朽化に合わせて、計画的な維持修繕が求められています。

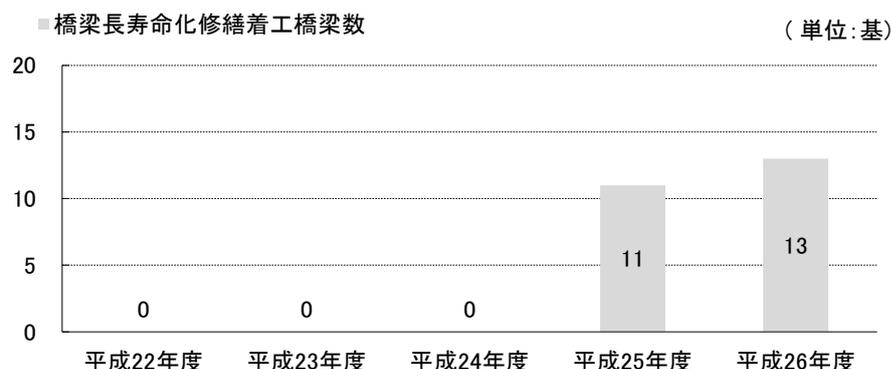
また、利根川、烏川沿いには、県が管理するサイクリングロードが2路線整備されています。県のサイクリングロードネットワーク計画に基づき、町内の公共施設等への連結を図るため、自転車及び歩行者が利用しやすい環境を整える必要があります。

めざす姿

- 東毛広域幹線道路が整備され、地域活性化が進んでいます。
- 町内道路網が整備され、アクセス機能が向上しています。
- 歩行者空間の整備が進み、安心して道路を通行できます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
東毛広域幹線道路（玉村町区間）の4車線化供用延長	5.1 k m	5.6 k m
改良済道路延長	261.8 k m	265.0 k m
歩道設置済み道路延長	27.8 k m	30.0 k m
町道220号線道路改良事業の進捗率(改良供用率)	8%	100%
橋梁長寿命化修繕着工橋梁数	16橋	27橋



施策の内容

1. 東毛広域幹線道路の整備促進

県央と東毛各都市の連携を高め、沿線地域への産業立地が期待されている東毛広域幹線道路 4 車線化の整備を促進します。

また、高崎市への主要幹線である(都)南北幹線の整備促進について検討を進めます。

【主要事業】

- ・東毛広域幹線道路の整備促進（4 車線化）
- ・(都)南北幹線の整備促進の検討
- ・(都)与六分前橋線の整備促進の検討

2. 町内幹線道路の整備と計画的な維持修繕

本町の交通利便性の向上、交通渋滞の解消などに向けて、東毛広域幹線道路へのアクセス道路や都市計画道路の計画的な整備を進めます。また、町内各地区への円滑な移動及び周辺主要都市間との連携強化が図れるよう、東毛広域幹線道路、都市計画道路、町道を連携させて機能的な町内幹線道路網を形成します。また、老朽化した橋梁については、計画的に維持修繕を進めます。

【主要事業】

- ・東毛広域幹線道路へのアクセス道路の整備
- ・都市計画道路の整備推進
- ・橋梁長寿命化修繕事業の推進

3. 歩行者空間の整備

交通事故の防止、歩行者の安全確保に向けて、交通安全施設の整備を進めます。さらに、歩行者が安全かつ快適に移動できるよう、道路改良に合わせて歩道整備やバリアフリー化、電柱の移設などを進めます。

【主要事業】

- ・交通安全施設の整備
- ・歩行者空間の整備

4. サイクリストの集客

広域的なサイクリングロードや平坦な地形を備えた本町の特徴を活かし、サイクリストが集まるまちづくりを進めます。サイクリストが快適に町内をポタリング（自転車による散歩）できるよう、危険箇所の解消、誘導サインや立寄り拠点の整備を行います。

【主要事業】

- ・自転車空間の整備
- ・駐輪スペースの確保
- ・サイクリング立寄り拠点の整備
- ・サイクリングの街のPR

4 公共交通の整備

現況と課題

本町の公共交通は、3路線のバス交通と、町内5路線と町外2路線の乗合タクシー「たまりん」です。バス交通は、利用者が減少傾向にあり、路線を維持するためには、住民の利用を促すことが必要です。環境保全の観点からも、自動車に過度に頼る暮らしを改善するためにも、できるだけ公共交通を利用する暮らしへとライフスタイルを転換させることが求められています。

本町が平成13年度から運行している乗合タクシー「たまりん」は、高齢者や子どもなどの移動を支えています。当初は町内を巡回する路線だけでしたが、平成15年度からは伊勢崎市と高崎市への乗り入れを行っています。しかし、平成18年度までは利用者の増加が続きましたが平成19年度から減少に転じています。利用者の増加及び利益率の向上を図るため運行形態等の見直しが必要です。

今後も、周辺市町村との連携を図り、バス交通や乗合タクシーの相互乗り入れを検討するなど、住民が利用しやすい公共交通を築いていくことが必要です。

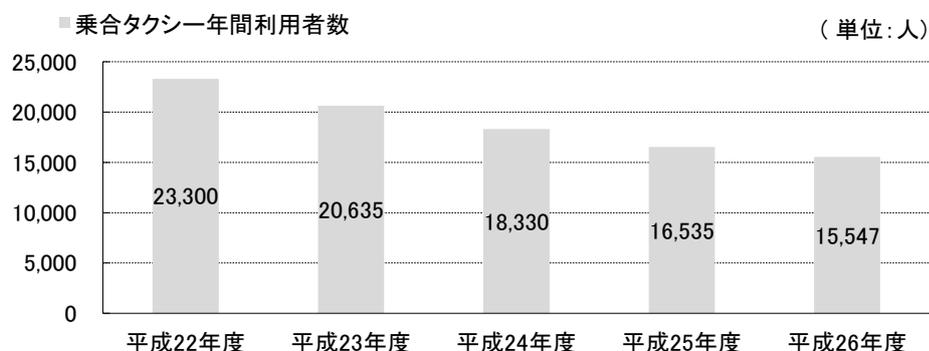
また、全面開通した東毛広域幹線道路を活用し、高崎市をはじめとする沿線市町村への公共交通を充実させて、住宅開発の誘発や転入者の増加などにつなげることが望まれます。

めざす姿

- 乗合タクシーの利用者が増加しています。
- 周辺市町村へ移動しやすい公共交通が提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
乗合タクシー年間利用者数	15,547人	20,000人
周辺都市への平日バス便数	67便	80便



施策の内容

1. 利用しやすい乗合タクシーの運行

自動車を利用しない高齢者や学生などに対して、生活に密着した移動サービスを提供するため、引き続き乗合タクシー「たまりん」を運行します。さらに利用しやすい地域公共交通となるよう、周辺市町村で運行されている乗合バスとの連携を強化するとともに、利用者実態やニーズを把握し改善を図ります。

なお、本町の地域公共交通の担い手には、町が運営に関与するこの乗合タクシー、民間事業者が運営するバス及びタクシーなどがあり、地域公共交通の活性化及び再生に向けて、一体的な利用を推進します。

【主要事業】

- ・乗合バスとの相互乗り入れ
- ・乗合タクシー「たまりん」の改善
- ・地域公共交通網形成計画の策定

2. バス交通の充実

本町の地域公共交通の柱である乗合バスが将来にわたり維持されるよう、バスの利用を促進します。住民にとって利用しやすい交通機関となるよう、バス路線の拡充、運行本数の増加、低公害・低床車両の導入について関係機関に要望します。

さらに、東毛広域幹線道路が全面開通したことから、道の駅玉村宿のバス路線の乗り換え拠点化を視野に置きつつ、東毛地域の沿線都市と高崎駅とを連絡する急行バスの運行について検討します。

【主要事業】

- ・公共交通の利用促進
- ・急行バス実現活動



5 水の適正利用と上水道の整備

現況と課題

本町では、増加する水需要に対処するため、第3次拡張事業計画に基づき水道施設の拡張を進めてきました。しかし、本町は、今後人口が減少する可能性があり、転換期を迎えています。人口動態や産業集積などの社会環境の変化に適切に対応しながら、安全な水を安定して供給していくことが求められています。

以前は水源を地下水だけに依存していましたが、水を安定的に供給するため、広域水道からの供給も受け、複数の水源を確保しています。限りある資源としての水の大切さについて理解を求め、節水意識を高めていかなければなりません。

水道施設については、開設から40年を迎え、設備や配水管などに老朽化がみられ、計画的な更新が必要です。更新の際には、災害時にも強いインフラとなるよう、耐震化を進めることが求められています。

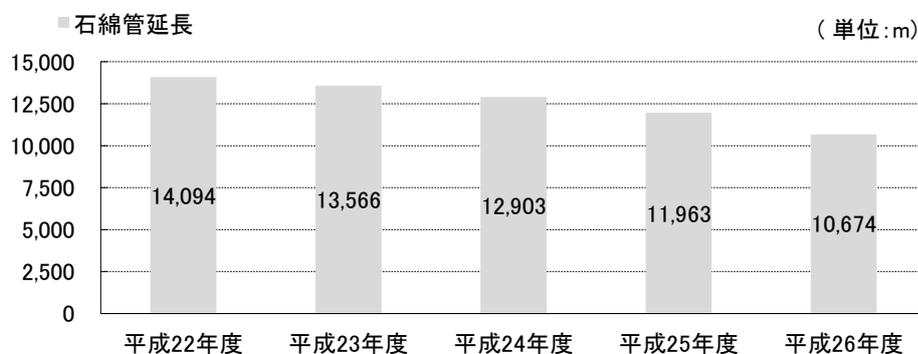
また、水道事業の健全な経営に向けて、管理運営の合理化を進めるとともに、受益と負担に関する検討や未納者対策を進める必要があります。

めざす姿

- 安全で安心できる水が安定して供給されています。
- 老朽化した施設や配水管が計画的に更新されています。
- 水道事業の合理化が進み、健全な経営が維持されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
耐震性能を有する配水管敷設率（φ75以上）	41.0%	43.0%
石綿管延長（率）	10.7 k m (4.03%)	4.8 k m (1.80%)



施策の内容

1. 水の安定供給と有効利用

安全で安定した上水の提供に向けて、水源である地下水と広域水道（県央第二水道）をバランスよく利用するとともに、取水、浄水、配水に至る水質管理をしていきます。また、限りある水資源を有効に利用するため、節水意識の啓発に努めます。

【主要事業】

- ・水質検査の充実
- ・水質検査結果の公表
- ・浄水場の見学会開催

2. 計画的な施設改修

石綿管や老朽した管の敷設替えの際には、災害時に強いインフラとなるよう耐震化を考慮して実施していきます。また、耐用年数が経過した浄水場施設の機器類等の更新を計画的に実施します。

【主要事業】

- ・石綿管や老朽した管の敷設替え
- ・耐震管の敷設
- ・浄水場施設の機器類等の更新
- ・アセットマネジメントを用いた中長期事業計画の策定

3. 水道事業の健全経営

水道事業の健全経営を維持するため、外部委託や管理運営のスリム化を通じて、経費節減に努めます。さらに、水道事業は水道料金を収入とした独立採算制で運営するため、水道料金の未納者対策を強化します。

【主要事業】

- ・民間委託による浄水場の管理
- ・水道料金未納者対策の強化

6 下水道の整備

現況と課題

本町の下水道は、市町村の枠を越えた広域的な処理区域を持つ流域下水道です。本町は利根川上流流域下水道事業の県央処理区に属し、平成26年度末の普及率は72.5%となっています。

これまで5ヶ年から7ヶ年毎に下水道事業計画を見直し、市街地を中心に周辺地域や関連事業が実施されている地域が新たな区域となり、下水道事業区域は942haになっています。さらに、本町全域が下水道計画区域となっているので、宅地化が進む区域については見直し時期での拡大を行います。その内の事業認可区域における下水道整備を進めるとともに、すでに供用開始された区域においては、下水道への接続を促進していく必要があります。

また、都市化の進行に伴い雨水の浸透能力や貯留能力が減少しており、豪雨に伴い浸水被害が発生していましたが、重点地区の雨水管渠が施工され、大幅に軽減されました。ただし、全体計画では多くの区域がありますので雨水の流下状況を確認しながら整備区域の拡大を検討します。

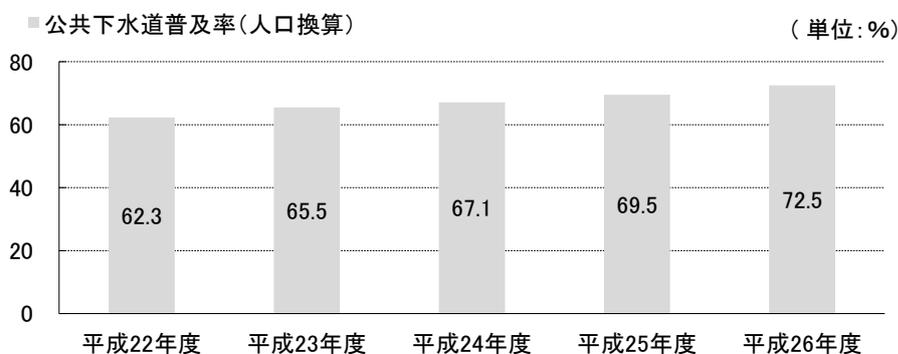
今後も、安全で衛生的なまちづくりに向けて、下水道（污水）施設の早期概成と浸水被害が解消されていない地区の雨水管渠施設の整備を進めていくことが求められています。

めざす姿

- 下水道の整備が進み、公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質が保全されています。
- 貯水池が構築され、文化センター周辺の浸水被害が防止されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
公共下水道普及率（人口換算）	72.5%	85.8%
公共下水道接続率	84.0%	88.0%
文化センター周辺の貯水池設置	—	設置済



施策の内容

1. 公共下水道の整備

公共衛生の向上並びに公共用水域の水質保全を図るため、事業認可区域における公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、既に整備された施設での老朽化を踏まえ、長寿命化計画を打ち立て、更新及び改築を検討します。さらに、供用開始区域内の下水道接続を促進するため、水洗トイレへの改造費利子補給事業を引き続き実施するなど、未接続世帯への啓発を行います。また、下水道事業の経営効率化に努めるとともに、経営のさらなる健全化に向けて、平成32年度までに会計方式を従来の官公庁会計から公営企業会計に移行します。

【主要事業】

- ・ 下水道整備事業
- ・ 長寿命化計画の策定
- ・ 下水道接続の促進
- ・ 公営企業会計の導入

2. 浸水対策の推進

道路冠水や住宅の浸水被害を防ぐため、事業認可区域における雨水管渠等の整備を計画的に進めます。また、雨水管渠施設の負荷軽減や地下水涵養に向けて、各家庭における雨水浸透柵の設置を促します。

【主要事業】

- ・ 雨水管渠施設及び貯水池の整備
- ・ 雨水浸透柵の設置促進



VI. 協働・行財政分野
地域力を発揮する、住民主役のまち

1 住民自治のまちづくりの推進

現況と課題

「自らの地域のことは、住民自らの意思で決定し、その結果についても責任を持つ」という、住民自治の考え方を実践していくことが求められています。住民自治にふさわしい地域経営を行うためには、その前提条件として、多数の住民が行政に対して関心を持つ土壌、行政情報が容易に入手できる環境、住民の意見を幅広く汲み上げる仕組みなどを整える必要があります。さらに、各種行政計画の策定段階から住民とともに内容を検討するプロセスを重視した上で、その成果を確認し、成果が不十分な場合には改善案を協議する仕組みを設ける必要があります。

平成19年4月、本町では住民自治の実現のために「玉村町自治基本条例」を施行し、住民参加と協働によるまちづくりを町政運営の基本原則としました。

さらに、平成22年5月には住民やNPOなどによる地域活動の拠点として、「住民活動サポートセンター・ぱる」を開設しました。住民主体のまちづくり活動を推進するために、地域活動団体やNPOなどに対して、「ぱる」を拠点として、まちづくりに関するアドバイザーの派遣や活動場所の提供を図るなど、支援充実に努めることが求められています。

今後とも、本町の住民自治によるまちづくりを発展させるため、自治基本条例に基づく具体的な取り組みを強化していく必要があります。

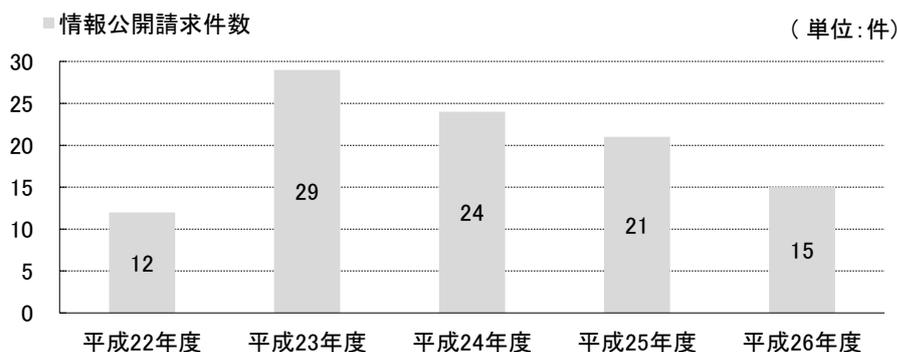
めざす姿

- まちづくりに対する住民の関心が高まり参加者が増えています。
- 住民や地域活動団体と町との協働が進んでいます。
- 誰でも容易に行政情報を入手することができます。
- 最新の行政情報が判りやすく住民に提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
自治まちづくり広場（学習会）への参加者数	80人	150人
住民活動サポートセンター利用登録団体数	66団体	80団体
出前講座の開催数	16回／年	20回／年
広報の充実度を示す点数（注）	4.06点	4.5点

（注）平成25年2月に実施した町民満足度調査結果より（6点を満点とした基準による平均点）



施策の内容

1. 住民参加の促進

住民の意向に基づいたまちづくりを進めるため、幅広い住民とともにまちづくりを進めます。計画策定やまちづくり活動に住民が参加しやすい仕組みを整え、住民と行政が意見交換を重ねながらまちづくりを進める対話型方式を定着化していきます。

【主要事業】

- ・自治まちづくり広場（学習会）の開催
- ・パブリックコメント手続の活用
- ・附属機関や任意設置の審議会等の委員への住民公募枠拡充
- ・住民参加条例（住民が行政活動へ参加する方法を定める条例）の検討

2. 協働によるまちづくりの推進

環境保全活動や地域の防犯活動をはじめ、地域福祉、高齢者福祉、保健健康づくりなど行政だけでは効果が限定される取り組みについて、住民、地域活動団体、企業との協働によるまちづくりを推進します。行政と住民との連携強化に努めるとともに、住民の知恵と行動力を活かす仕組みを構築します。

また、県立女子大学、上武大学、高崎健康福祉大学との包括的な連携協力のもと、まちづくり全般にわたり協働し、大学のあるまち・玉村町の魅力を高めます。

【主要事業】

- ・庁内推進体制の整備
- ・活動拠点となる住民活動センターの充実
- ・協働事業への助成
- ・人づくり講座等による人材の育成
- ・県立女子大学、上武大学、高崎健康福祉大学との包括的な連携体制づくり
- ・住民活動促進条例（住民のまちづくり活動の活発化を目的とする条例）の検討

3. 行政情報提供の充実

行政の透明性を確保し、住民参加や協働によるまちづくりを推進するために、その土台となる行政情報の提供を充実させます。また、情報公開制度を引き続き運用して、住民の知る権利を確保し、行政の説明責任を果たします。

個人情報の保護については、玉村町個人情報保護条例の趣旨に則り、町が取り扱う個人情報の適正な管理を行います。さらに、職員自らが地域に出向いて直接情報を伝え、意見交換を行い、まちづくりに関する意識啓発や問題解決に向けた検討を進めます。

【主要事業】

- ・情報公開制度の適切な運用
- ・個人情報の適正な管理
- ・職員出前講座メニューの充実

4. 広報・広聴機能の充実

最新の行政情報を判りやすく住民に提供するとともに、住民の期待や要望が町政に的確に届くように、広報・広聴機能の充実を図ります。「広報たまむら」や町ホームページを充実させるとともに「愛町箱」、インターネット、広聴用ハガキなどを活用して、幅広い意見の把握に努めます。

【主要事業】

- ・広報発行事業
- ・ホームページの充実
- ・町長メール

2 コミュニティの育成

現況と課題

本町には25の区（行政区）があり、各区では、地域の環境美化、安全・安心や高齢化などの地域課題に関すること、祭礼、納涼祭などの行事、スポーツや生涯学習などの活動が区長を中心に行われ、住民相互の交流の場である地域コミュニティを形成しています。

さらに、区長は、広報誌により情報の区民への伝達、地域からの要望を取りまとめて町に申し入れる等、行政と区民とをつなぐ重要な役割を担っています。

平成3年以降において、急激な転入者の増加と、核家族化の進行や価値観の多様化などが重なり、地域社会に対する関心が低下して、人と人との結びつきが希薄化しています。

しかし、地域福祉の充実、地域の防犯体制や防災力を強化するためには、住民が地域社会に対して関心を持ち、地域コミュニティを充実させることが必要です。

行政区の組織率は、平成27年1月末現在で89%であり、さらに組織化を促すことが必要です。コミュニティ活動に対する意識を啓発するとともに、住民の地域活動参加機会の拡大、コミュニティ活動組織の育成などを進めることが求められています。

さらに、コミュニティ活動組織に対する支援を強化し、地域活動のリーダー育成、組織の相互連携を促進する必要があります。

地域自らが行政と連携しつつ、地域の問題解決に積極的に取り組むことができるよう、地域の連帯感の形成とコミュニティ組織の強化が求められています。

めざす姿

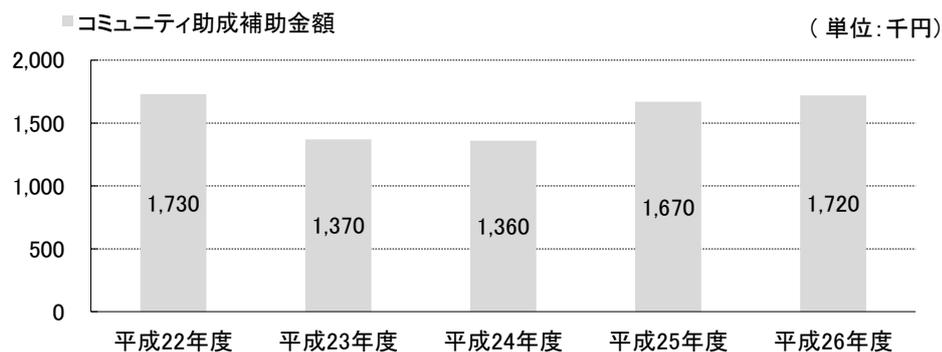
- コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の環境が整備されています。
- 誰もが参加しやすいコミュニティ活動が展開されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
コミュニティ助成制度を利用した地区公民館の備品等の整備箇所数	1箇所／年	1箇所／年
コミュニティ活動支援団体数	—	5団体／年

（注）「コミュニティ」とは、共通の価値観や意識などによって結びついている集団や社会をいう。一定の地域内で住民相互の交流が行われている地域社会のことを地域コミュニティといい、本町の区も地域コミュニティです。

（注）「地区公民館」とは、各地区の公民館、集会所、住民センター、研修所等のこと。（社会教育法の規定に基づき町が設置している公民館のことではない）



施策の内容

1. 地域コミュニティ活動拠点の整備

住民相互のつながりが深まり、地域コミュニティ活動への参加者が増えるように、住民が利用しやすく、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備を支援します。

【主要事業】

- ・地区公民館の備品等の整備に対する助成
- ・地区公民館の施設改修等に対する助成

2. 地域コミュニティ組織の育成

地域の住民や団体が、地域の問題解決に取り組むよう、主体性のある地域コミュニティの形成を促します。住民が地域の問題に関心を持ち、解決に向けた活動が生まれるよう、地域と行政との意見交換の機会や、町の事業に関する情報提供などを充実させます。さらに、地域コミュニティ活動を促進するため、講習会やまちづくりの専門家との交流機会の提供に努めます。

本町の区（行政区）は、最も重要な地域コミュニティであり、協働のまちづくりの推進母体です。多様な住民が地域のまちづくりに参画し、能力・個性を発揮する地域協働型のまちづくりを支援する仕組みづくりを検討します。

【主要事業】

- ・地域コミュニティ活動への支援
- ・人づくり講座の開催
- ・地域協働型のまちづくりに向けた仕組みづくりの検討

3 地域間連携・交流の推進

現況と課題

交通環境の充実、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、住民の生活圏は拡大しています。さらに、行政に対するニーズも高度化しており、広域的な連携・協力のもとに効率的に取り組むべき課題も増えており、現在、消防業務については伊勢崎市に委託しています。

今後においても、限られた財源の中で、充実した行政サービスを安定して提供するためには、県や近隣市町村との連携を一層強化することが求められています。消防、医療・福祉、公共交通、観光、廃棄物処理などをはじめとして、県や近隣市町村と連携した取り組みを進めて効率的な地域経営を行うとともに、公共施設の相互利用を推進し、住民の利便性向上に努める必要があります。

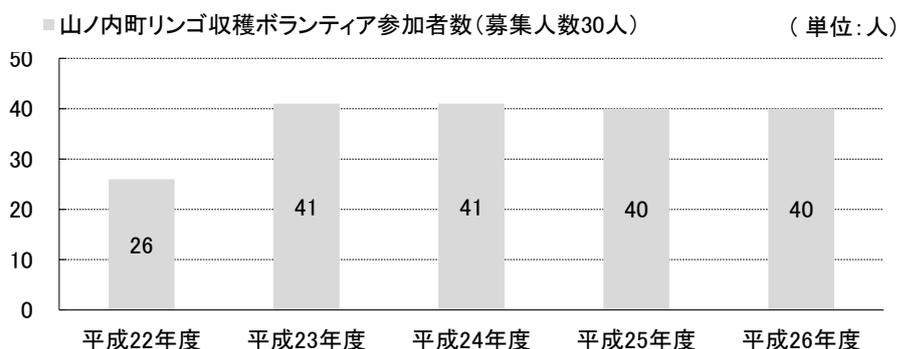
また、地域の活性化に向けて地域間交流を促進し、交流人口を増やす必要があります。行政、住民、団体など様々な主体による芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、まちづくり活動などを活かして、他市町村や他地域との活発な交流活動を行い、より充実した生活を実現していくことが求められています。

めざす姿

- 多様な広域行政を通じて、効率的な地域経営と住民の利便性向上が図られています。
- 交流事業を通じて、他市町村との交流が深まっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
他市町村との交流事業数	22 事業	30 事業



施策の内容

1. 広域行政の推進

効率的な行政運営に向けて、スケールメリットが期待できる業務や広域的な連携が必要な業務などは、県や周辺市町村と連携・協力して、広域処理や共同処理に取り組みます。また、連携組織による事業を充実させ、住民の利便性の向上と地域の活性化につなげていきます。さらに、広域的な連携が必要な課題については、県や関係市町村との研究に取り組みます。

【主要事業】

- ・ 広域的処理業務の推進
- ・ 東毛広域幹線道路沿線地域連携
- ・ 県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会による連携推進

2. 地域間交流の推進

交流人口の増加や地域活性化を図るため、地域間交流の充実を進めます。友好交流協定を結んでいる長野県山ノ内町、昭和村、茨城県茨城町との交流を推進するとともに、東京圏との交通アクセスの良さを活かして都市との交流を推進します。また、住民や団体などの民間レベルでの交流活性化に向けて、積極的な支援を行います。

【主要事業】

- ・ 友好交流町村等との交流事業の推進
- ・ 民間交流活動の支援



4 国際交流の推進

現況と課題

情報通信技術の進歩や国際的な輸送網の発達などに伴い、人、モノ、情報、資本が地球規模で活発に行き来する時代を迎えています。学校、職場、地域社会など日常生活においても、外国人と直接交流する機会も広がっています。

本町に在住する外国人（登録者数）は、平成27年4月1日現在、612人であり、人口の約1.6%を占めています。ブラジル、韓国、中国など多岐にわたる国籍の人々が本町に住んでおり、外国人にとっても住みやすいまちとなるよう、外国語による情報提供や相談窓口の強化、日本語教室などの環境整備を進めることが求められています。本町における国際交流活動は、主として玉村町国際交流協会が支えてきましたが、さらに住民の国際理解を促し、相互の文化を認め合う多文化共生社会を築くことが求められています。

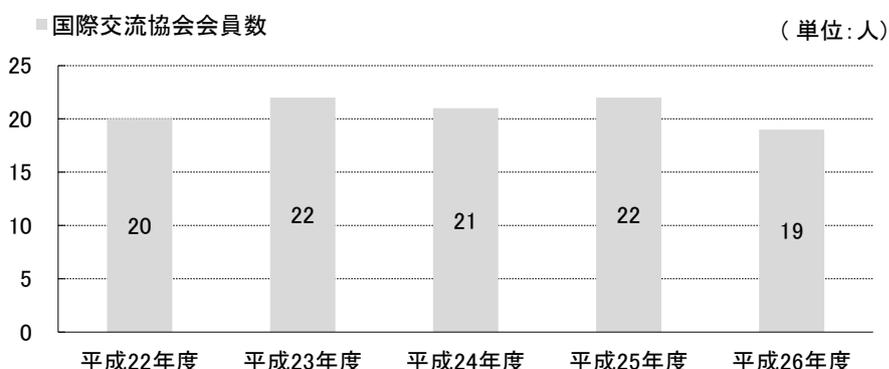
一方、次代を担う子どもたちは、広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、その基礎となるコミュニケーション能力を培うことが求められています。そのため、学校教育においては、外国や我が国の生活や文化について理解を深め、互いを尊重し合い、協調できるように努めることが求められ、地域においては、多彩な国際交流活動に対する支援を行い、国際的に活躍できる人材を育てることが求められています。

めざす姿

- 外国人にも住みやすいまちづくりが進んでいます。
- 住民や地域レベルでの国際理解、国際交流が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
外国語による印刷物作成数	2種類	4種類
国際交流協会会員数	20人	50人



施策の内容

1. 在住外国人に対する支援

本町在住の外国人が、快適な生活を送ることができるまちづくりを進めます。ホームページやパンフレットを通じて、外国語による生活情報を分かりやすく提供することに努めます。さらに、日本語や日本文化の講習機会の提供や外国人と住民との交流機会を設けて、外国人居住者と住民との相互理解を深めます。

【主要事業】

- ・パンフレット（外国語版ゴミの出し方など）の役場窓口での配付
- ・諸手当など手続きの役場窓口での案内
- ・外国語ホームページによる情報提供

2. 国際理解の促進

学校教育、生涯学習などの機会の活用、内閣府から認定を受けた玉村町国際教育特区による英語教育の充実により、多文化共生についての理解を深めます。また、玉村町国際交流協会への支援を継続するとともに、住民レベルでの国際交流を促進するため、国際交流に関する住民交流団体の育成・支援に努めます。

【主要事業】

- ・ALTの活用
- ・玉村町国際交流協会への助成
- ・海外派遣推進協議会への助成による米国エレンズバーグ市への中学生海外派遣事業
- ・米国エレンズバーグ市からのホームステイ受け入れ事業

5 人権の尊重

現況と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれており、すべての人の人権が尊重される社会を築くことが求められています。我が国の憲法においても基本的人権の尊重が基本原理として定められており、すべての国民が人として尊重されるとともに、平等であって差別されないこととなっています。

本町では、人権問題に関する講演会の開催や啓発パンフレットの配布、「広報たまむら」や「にしきの通信」への掲載などを通じて、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関する様々な人権問題を取り上げ、人権教育・人権啓発に取り組んできました。また、学校教育においても、確かな力を身につけ、心豊かにたくましく生きぬく子どもを育てる教育に取り組んできました。

しかし、情報化の進展等を背景に、インターネットを悪用した人権侵害などの新たな課題も発生しています。

すべての住民が互いに人権を尊重しあい、その結果、自由と平等が保障され、不当に差別されることなく生活が送れるよう、人権尊重社会を築くことが求められています。

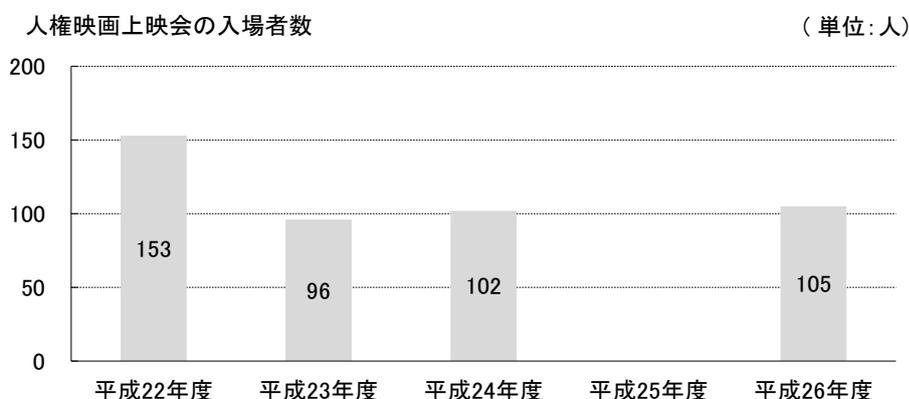
そのためには、住民一人ひとりが人権に対して正しい理解と認識を深めることが必要であり、家庭、学校、職場、地域社会、行政が連携して人権問題に取り組み、差別や偏見のない、人に優しく明るいまちづくりを推進する必要があります。

めざす姿

○住民の人権尊重に対する理解が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
講演会の参加者数	100人	150人



施策の内容

1. 人権意識の啓発・普及

住民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を持ち、差別や偏見がない明るいまちにするため、研修会や講演会などを開催するとともに、広報やパンフレットなどを活用して、様々な機会を通じて積極的に人権啓発を図ります。

学校教育においては、児童・生徒への人権教育の充実を図るとともに、教職員の人権感覚を高めます。また、地域の活動などを通じて、行政と地域や家庭などが連携して、人権を尊重するまちづくりの推進に取り組みます。

今後も関係機関・団体等と連携を図りながら、人権問題に対する相談体制の充実、指導者の育成に努めます。

【主要事業】

- ・ 人権啓発の推進
- ・ 人権教育の推進
- ・ 相談体制の充実



6 男女共同参画社会の実現

現況と課題

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた理解や取り組みが進みました。しかし、家庭、職場、地域社会では男女の固定的な役割分担意識が依然として根強く残っています。

少子高齢化の進行や人口減少時代への移行など社会が転換期を迎える中で、豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮できる環境を整えることが必要です。家庭、職場、地域社会などに残されている男女の固定的な役割分担の考え方などを見直し、男女が互いに人権を尊重する社会を実現することが求められています。

本町においては、男女共同参画に対する意識向上及び個性を活かす教育の充実などに努めています。性別による差別のない社会、旧来のしきたりにしばられない社会、女性に対する暴力を許さない社会の実現を目指し、ガイドラインとしての男女共同参画計画を策定し、家庭、職場、地域社会における男女共同参画を推進していくことが求められています。

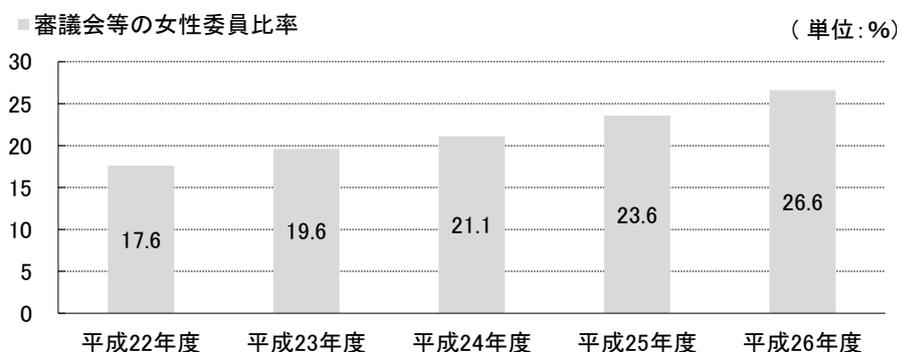
めざす姿

- まちづくり活動に対して女性の参加者が増えています。
- 男女の固定的な役割分担意識の改善が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
審議会等の女性委員比率	26.6%	30%
男女の固定的な役割分担意識が改善されていると思う住民の割合（注）	15.1%	30%

（注）平成27年総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 男女共同参画計画の策定

男女共同参画を総合的に推進するため、その指針となる男女共同参画計画を策定します。家庭、職場などにおける男女共同参画の実態を把握した上で、企業、地域団体、国・県などの関係機関と連携を図りつつ、住民参加型の検討方式で実効性の高い男女共同参画計画を策定します。

【主要事業】

- ・男女共同参画住民意識調査の実施
- ・男女共同参画計画の策定

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場における固定的な意識の改善を図ります。講習会、広報パンフレットなどを通じて、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の必要性を示すとともに、学校教育においても、児童生徒一人ひとりの自立と共生を目指し、生きる力を育む教育を推進します。

【主要事業】

- ・男女共同参画出張意見交換会の実施
- ・男女共同参画講演会の開催



7 行政改革の推進

現況と課題

価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行、地域主権への移行などに伴い、行政に対する住民ニーズは多様化が進んでいます。行政は住民の期待や要望を的確に把握し、行政サービスに反映させることが求められています。民間企業は厳しい市場環境にさらされ、生き残りをかけてサービス改善、コスト削減などに取り組んでいます。民間企業の優れた姿勢を取り入れ、住民本位や迅速な改革に取り組み、住民の満足度を高める必要があります。

本町が将来にわたり、充実した行政サービスを提供するためには、経常収支比率を抑制し、投資的経費を確保することが必要です。高齢化が進行し扶助費の上昇が予想される中で、人件費、扶助費、公債費などからなる義務的経費の支出を抑えるためには、公民連携を強化し、柔軟性や行動力を備えた行政組織へと改善に努めることが求められています。また、地域主権時代への移行を踏まえて、職員の政策立案能力の向上を図る必要があります。庁内分権、人事制度改革、職員研修などに取り組むことが求められています。

一方、行政の情報化に対する住民ニーズは高まりつつあり、情報通信機器の普及に合わせた新たな取り組みが求められています。本町においても、行政サービスの向上・行政事務の効率化を目指し、住民生活の利便性の向上に向けた電子自治体の構築を推進する必要があります。

めざす姿

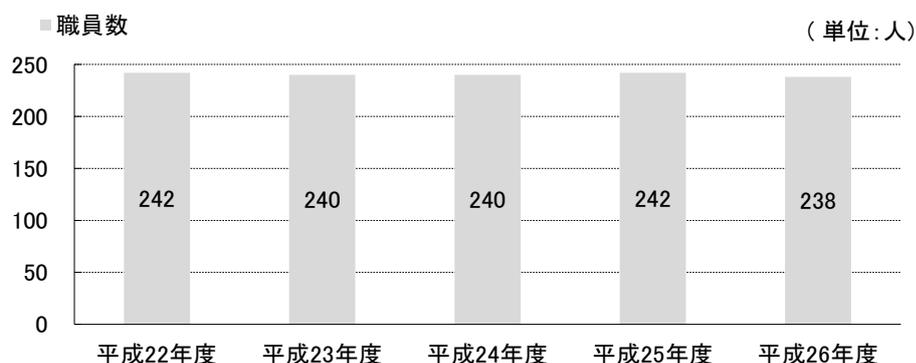
- 事業やサービスの改善が進み、住民満足度が向上しています。
- 政策立案力と機動力が高く、効率性に優れた行政組織になっています。
- インターネットを活用した行政情報の入手が容易になっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H27年）	目標（H32年）
効率的な行政運営がなされていると思う住民の割合（注1）	19.6%	25%
職員数（注2）	236人	236人
ホームページのアクセス件数（年間）	270,000件	300,000件

（注1）平成27年総合計画住民意識調査より

（注2）平成33年4月1日時点の目標値



施策の内容

1. 住民満足度の向上

住民が満足するサービス提供に向けて、住民本位の行政運営を行います。行政評価の導入や、成果を踏まえた人事評価制度などを通じて、住民や地域などに対する効果の高い事業を行います。また、ICT（情報通信技術）の活用、窓口相談機能や接遇マナーの向上などに努め、住民から頼りにされる便利で優しい町役場となります。

【主要事業】

- ・ 行政評価制度の導入
- ・ 人事評価制度の充実
- ・ 接遇研修の充実
- ・ 住民満足度の定期的把握

2. 行政システムの改革

指定管理者制度や業務委託などを的確に導入し組織のスリム化を進め、公共施設の効率的な管理運営を行います。さらに、職員の政策法務能力の向上に向けて、職員に対する研修などを行うとともに、職員提案制度を活用して事業やサービスの改善に積極的に取り組む組織に変えます。

【主要事業】

- ・ 職員の適正配置
- ・ 行政組織・機構の見直し
- ・ 職員研修の充実
- ・ 職員提案制度の活用
- ・ 経営改革推進事業の推進
- ・ 業務委託・指定管理者制度・民営化など民間活力の導入推進

3. 情報化の推進

費用対効果を考慮しつつ行政手続きの電子化や電子申請手続き、行政サービスのネットワーク化を積極的に推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を進めます。

また、情報システムの運用に留意し、個人情報や行政情報等の漏洩や盗難、改ざんなどから守るためのセキュリティ対策を強化します。

【主要事業】

- ・ インターネットを活用した情報提供、申請手続きの調査推進
- ・ クラウド技術を活用した住民サービスの調査推進
- ・ 情報セキュリティ対策の強化

4. 情報発信の強化

スマートフォンやパソコンが普及し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用も広がっています。こうした情報媒体や情報サービスを効果的に活用し情報発信を行うため、人材の確保やコンテンツづくりを行います。町内外への情報発信を強化し、玉村町の魅力の紹介や商店・道の駅玉村宿への集客などにつなげます。

【主要事業】

- ・ 道の駅玉村宿と大学との連携による就労体験型実習による情報発信人材の確保
- ・ 玉村町のPR方針の検討
- ・ 玉村町のPRコンテンツの作成

8 健全な財政運営

現況と課題

景気の低迷、地価の下落、人口減少などに伴い、本町では厳しい財政運営を迎えています。本町の経常収支比率は上昇傾向にあり、平成26年度の経常収支比率は96.8%となっています。歳入面では、町民税が減収となり、税収の確保に努めることが求められています。本町では、平成26年に東毛広域幹線道路や関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジが開通したことから、その沿線地域に対して産業集積を促すとともに、転入者の増加を図り、税収を増やして経常収支比率を抑制することが必要です。

一方、歳出面では、義務的経費の割合が年々増加しています。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の増加による扶助費上昇が懸念されます。さらに、既存の公共施設や都市基盤施設も老朽化が進んでおり、その改修費用もかさむ可能性があります。

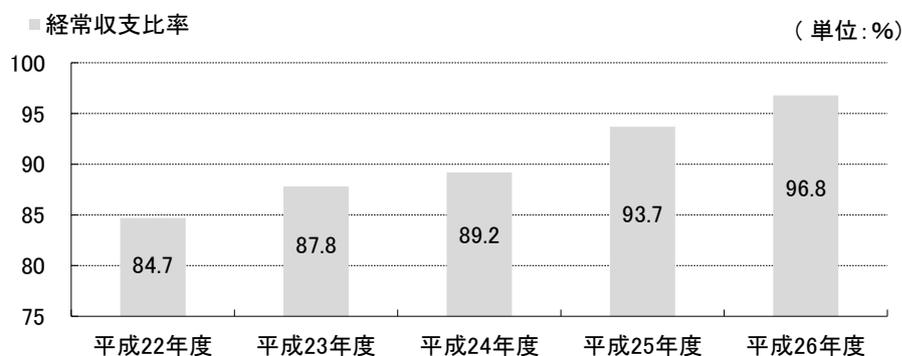
本町が将来にわたり、住民に対して充実した行政サービスを提供するためには、健全な財政運営に努める必要があります。すでに役割を終えた事業や成果が上がらない事業などは大胆に廃止し、財政運営の簡素合理化を進めなければなりません。さらに、適正な課税、収税力の強化、受益者負担の適正化などに努めることが求められています。

めざす姿

- 持続可能な財政運営が行われています。
- 適正な収税が行われ、滞納者が減少しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状（H26年）	目標（H32年）
経常収支比率	96.8%	92.0%
町税収納率（現年度分）	99.3%	99.3%



施策の内容

1. 安定した財政運営

将来にわたり満足度の高い行政サービスを提供するため、健全な財政状況の維持に努めます。意義が薄れた補助金や成果の乏しい事務事業の見直しを進めるとともに、定員管理の徹底や施設維持管理の効率化などを通じて、経費削減に努力します。また、施設の利用状況などを把握し、更新・統廃合を計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。

さらに、働く世代の転入促進、企業誘致などを通じて、自主財源の拡大に努めるとともに、国県の補助対象事業の活用、施設使用料や各種手数料の適正化、広告収入の確保などを進め、歳入確保に努めます。

【主要事業】

- ・事務事業の見直し
- ・受益と負担の適正化

2. 適正な課税の推進

公平な課税に向けて、各種税目ごとに課税資料を整備します。固定資産税については、土地、家屋に関する現況調査を定期的の実施し、課税対象の正確な把握に努めます。

【主要事業】

- ・土地、家屋現況調査
- ・課税対象の正確な把握

3. 適正な収税の推進

納税は納税者自身が自主的に納税する「自主納税」が原則で最も望ましいことを踏まえ、自主納付を推進します。このため納税意識の啓発に努めるとともにコンビニエンスストアでの収納を普及させるなど、納税機会の拡充と収納率の向上を図ります。

さらに、税の公平性や収税の確保のため、納税相談によって計画的な納付を促すとともに積極的に滞納整理を行うなど、収納率の向上を図るための取り組みを進めます。

【主要事業】

- ・広報による納税制度の周知と自主納税の推進
- ・納税機会の拡充
- ・収納対策の促進
- ・滞納整理の強化

